入札実施要綱（着床式洋上風力発電）

２０２５年度

２０２５年８月

電力広域的運営推進機関

内容

第１章　はじめに.....1
第２章　用語の定義.....2
第３章　注意事項.....3
第４章　募集内容（着床式洋上風力発電設備）.....6
第５章　入札の流れ・募集スケジュール.....7
第６章　再生可能エネルギー事業計画書の提出.....11
第７章　入札の実施.....18
第８章　落札案件の認定.....27
第９章　保証金の返還及び没収.....29
第１０章　落札者決定の取消し.....37

添付資料

【別添１】様式第１及び第２の２（認定申請書）.....39
【別添２】関係法令手続状況報告書.....65
【別添３】関係法令手続状況報告書（自治体説明対象区分）.....72
【別添４】入札参加の審査結果通知書に関する質問書.....78
【別添５】入札参加資格の取消しに関する質問書.....79
【別添６】保証書.....80
【別添７】保証書提出時に使用する連絡票.....81
【別添８】保証書の返却依頼書.....82
【別添９】供給開始報告.....83
【別添１０】第１次保証金没収の通知に関する質問書.....84
【別添１１】第２次保証金没収の通知に関する質問書.....85
【別添１２】第２次保証金の繰越し・充当申請書.....86
【別添１３】不可抗力事由による第２次保証金没収の免除申請書.....87
【別添１４】落札者決定の取消しに関する質問書.....88
【別添１５】賃貸／譲渡証明書.....89
【別添１６】再生可能エネルギー発電事業計画の認定に係る申立書.....90
【別表１】地方経済産業局連絡先.....91

第１章　はじめに

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号。以下「法」という。）に基づき、２０１２年７月から、太陽光、風力、バイオマス等のエネルギー源を変換して得られる再生可能エネルギー電気の利用拡大を進めるため、電気事業者に再生可能エネルギー電気を一定の期間、一定の価格で買い取ることを義務付ける、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度（以下「ＦＩＴ」という。）が導入されました。

本制度の導入により、太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの導入が急速に進む一方で、国民負担の増大への懸念が高まっています。

そのような状況を踏まえ、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制との両立を図るために、２０１７年以降、経済産業大臣は、調達価格について入札を行うことが国民負担の軽減を図る上で有効と認めるときには、入札対象の電源区分等を指定することができ、その際には入札実施指針（入札量や上限価格などの入札制度の詳細を定めるもの）を策定することとされています。また、入札参加者が行うべき手続の詳細については、入札実施指針及び入札実施指針に基づき入札実施機関が策定する入札実施要綱により定めることとされています。

さらに２０２２年４月に施行された強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（以下「エネルギー供給強靭化法」という。）において再生可能エネルギーの主力電源化の実現にあたって、電力市場に統合していくための市場連動型の新しい支援制度（以下「ＦＩＰ」という。）が導入され、ＦＩＰ制度における基準価格についても入札を行うこととなりました。

また、エネルギー供給強靭化法の施行に伴い、入札の実施は広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）が行うこととなりました。これを受け、ＦＩＴ及びＦＩＰにおける着床式洋上風力発電設備（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成３０年法律第８９号。以下「再エネ海域利用法」という。）の適用案件を除く。以下同じ。）の入札の実施に関して必要な手続の詳細を本要綱にて説明します。

入札に参加を希望する方は、本要綱を熟読の上、入札に必要な手続を行うようにしてください。

電力広域的運営推進機関

第２章　用語の定義

本要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによります。

用語	定義
入札参加希望者	入札に参加しようとする者をいいます。
入札参加者	法第7条第１項の規定に基づき入札に参加することができる旨の通知を受けた者であって、入札に参加する者をいいます。
入札参加資格	法第5条第2項第3号及び同条第4項第3号に規定する入札の参加者の資格をいいます。
供給価格	FIP認定事業においては法第2条の3第１項に規定する基準価格、FIT認定事業においては法第3条第2項に規定する調達価格をいいます。
入札参加資格の審査	法第7条第１項の通知に当たって、法第6条の規定に基づき提出された再生可能エネルギー発電事業計画が入札実施指針（※1）に照らし適切なものであるか否かを審査することをいいます（※2）。
入札対象区分等	法第4条第１項の規定により経済産業大臣が指定した区分等をいい、2025年度は、以下の設備が指定を受けています。（※3） ・法第2条の2第１項に規定する交付対象区分等（以下「FIP対象区分」）のうち①太陽光発電設備であって、その出力が250kW 以上のもの、②陸上風力発電設備、③着床式洋上風力発電設備（再エネ海域利用法の適用外の設備をいう。以下同じ。）、④木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち固体であるもの（以下「一般木材等バイオマス」という。）を電気に変換する設備であって、その出力が10，000kW以上のもの及び農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち液体であるもの（以下「バイオマス液体燃料」という。）を電気に変換する設備
認定	法第9条第4項の規定による認定をいいます。
FIT/FIP 電子申請システム	再生可能エネルギー事業計画書を申請・作成するための電子システムをいいます。
入札システム	入札を実施するための電子システムをいいます。

※１　入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針（平成３０年経済産業省告示第５３号）

※２　落札案件に係る認定要件は、入札結果判明後の、認定審査において厳格に確認されることになります。認定審査の結果、認定の要件を充足せずに、認定取得期限までに認定を取得できなかった案件については、入札保証金が没収された上で、落札者決定についても取り消されることとなりますので、御注意ください。

※３　再生可能エネルギー発電設備の所在地が沖縄県または離島等である場合には、ＦＩＴ制度を活用することを前提に入札を実施することも可能です。

第３章　注意事項

１　一般注意事項

（１） 推進機関は、本要綱に定める条件等に基づき、発電設備の出力が５０kW以上の着床式洋上風力について、認定を受けることができる案件を入札により募集します。具体的には以下のとおりです。

認定の区分	入札の対象となるケース
新規認定	着床式洋上風力発電設備（再エネ海域利用法の適用対象外）について、新規認定を受けて事業を実施したい場合

※変更認定については、変更後の出力が入札対象区分であった場合でも、入札制度の対象外となります。入札対象区分の既認定案件が、調達価格/基準価格の変更を伴う変更認定申請を行う場合、もしくは非入札対象区分の既認定案件が、発電設備の出力増加等の変更認定申請により、入札対象区分となる場合については、変更の認定の日の時点で入札の結果が公表されている直近の着床式洋上風力入札における上限価格と当該案件に適用されている供給価格のうち、いずれか低い額を供給価格として適用することとなります。

※再エネ海域利用法の適用案件は、当機関による入札ではなく、関係法令及び促進区域ごとに策定される公募占用指針等に基づき、手続を行う必要があります。

（２） 入札に参加するためには、①ＦＩＴ/ＦＩＰ電子申請システムを通じた認定申請、②入札システムを通じた入札案件登録が必要です。いずれの手続も行った上で、事業計画の審査の結果、入札参加資格を有すると認められた場合にのみ入札に参加することが可能となりますので、事業計画には不備や遺漏がないよう十分注意してください。また、各手続は、「第５章　２　２０２５年度の募集スケジュール」に記載した期限日までに行ってください。

（３） 落札した事業者については、入札結果公表日の翌日から起算して２週間以内にＦＩＴ/ＦＩＰ電子申請システムで作成した申請書及び返信用封筒（切手を貼付の上、返信先の宛名・住所を記載）を、発電設備の設置場所を管轄する地方経済産業局に送付する必要があります。

（４） 推進機関は、入札実施指針に定める入札量の範囲内で、認定を受けようとする再生可能エネルギー発電設備の出力及び供給価格について入札を行います。入札参加者は「第７章　２　入札の実施方法」に従って、入札システムに必要な事項を入力することで入札してください。入力内容に不備や遺漏がないよう十分注意してください。

（５） 推進機関からの御連絡や通知等は、原則として、推進機関のホームページ又はＥメールを用いて行います。

（６） 推進機関及び地方経済産業局に提出する書類は全て日本語で作成してください。添付する書類等も全て日本語が正式なものとなりますので、原文が外国語である資料については、必ず原文を提出するとともに和訳を正式な書面として提出してください。

（７） 推進機関宛に提出された入札価格等は、原則として、提出後にその内容を変更することはできません。同一の回の入札において、複数の入札案件について入札しようとする場合には、入札案件ごとに手続を行うことになります。したがって、事業計画の提出や手数料・保証金の納付、入札等は入札案件ごとに必要となりますので御注意ください。

（８） 入札参加希望者又は入札参加者が、事業計画提出後に辞退を希望する場合は、速やかに入札システムの辞退申請画面から登録頂いた上で、ＦＩＴ/ＦＩＰ電子申請システム上の事業計画についても取り下げて頂きます。

（９） 下記の事由に該当した場合には、入札参加希望者又は入札参加者は提出した事業計画を辞退したものとみなし、ＦＩＴ/ＦＩＰ電子申請システム上の事業計画も取り下げて頂くこととなりますので、御了承ください。

	辞退したものとみなし、事業計画を取り下げて頂く事由
1	ＦＩＴ/ＦＩＰ電子申請システムで作成した事業計画の認定申請及び入札システムを通じた入札案件登録を期限までに実施していない場合
2	入札参加のための手数料を期限までに納付していない場合
3	入札参加資格審査の結果、入札参加資格無しと判断された場合
4	入札に参加することができる旨が通知された日から入札結果の公表までの間に、入札参加資格が取り消された場合
5	第１次保証金を期限までに納付していない場合
6	入札期間内に本要綱で定める形式で入札を実施しなかった場合
7	入札の結果、落札ができなかった場合
8	第２次保証金を期限までに納付していない場合
9	落札した事業計画について、認定取得期限までに認定取得ができず、第２次保証金の繰越し・充当に係る申請をしていない場合

（１０） 一度辞退した案件及び辞退とみなされた案件は、同一の入札の回において選考対象として復帰することはできませんので、あらかじめ御了承ください。また、辞退の前に保証金を納付していた場合、原則、保証金は没収されることとなりますので御注意ください。

（１１） 本入札に係る諸費用、必要書類の作成・提出に要する費用等、入札参加希望者及び入札参加者側で発生する諸費用につきましては、全て自己負担となります。

（１２） 推進機関の営業時間は、土日・祝日及び年末年始（１２月２９日～１月３日）を除く平日９時～１７時４０分まで(但し１２時から１３時を除く)です。提出物の送付及びお問い合わせの際は御留意ください。

２　守秘義務

入札参加者及び推進機関は、入札を通じて知り得た入札案件に係る機密を第三者に漏らしてはならず、また、自己の役員又は職員が入札参加者の機密を漏らさないようにしなければなりません。ただし、経済産業省の要請に対して開示する場合、本要綱に定める落札者情報等を開示する場合、法に基づいて経済産業大臣に申請又は届け出る場合、及びその他法令で定める場合は、この限りではありません。

３　罰則

偽計又は威力を用いて、入札の公正を害すべき行為をした場合は、法第５７条の規定に基づき、3年以下の拘禁若しくは２５０万円以下の罰金、又はこの両方が科せられます。また、入札につき、公正な価額を害し、又は不正な利益を得る目的で談合した場合も同様です。入札参加者は十分注意してください。

４　問い合わせ先

本要綱の内容に関して御質問がある場合は、推進機関の『お問合せ専用 e-mail アドレス（saiene_nyusatsu@occto.or.jp)』より受け付けます。なお、入札結果公表前の個別の入札の進捗状況等に関するお問い合わせにはお答えできませんので、御了承ください。

第４章　募集内容（着床式洋上風力発電設備）

２０２５年度の入札における募集内容は以下のとおりです

項目	内容
（1）発電設備の区分	発電設備の出力が50kW 以上の着床式洋上風力発電設備（再エネ海域利用法適用対象外）を入札対象とします。
（2）募集容量（入札量）	190MW
（3）入札参加資格	「第6章　再生可能エネルギー事業計画書の提出」２ ）を参照してください。
（4）供給価格上限額	落札できる上限価格は、入札募集開始までに決定した上で、非公表とし、開札後に公表します。（※1）
（5）供給価格	落札した場合の基準価格の額は、落札者が入札した額（円/kWh）に発電側託送供給料金に相当する額を加えて得た額とします（※2）（※3）。
（6）調達期間・交付期間	20年間とします。 ただし運転開始期限日まで（認定を受けた日から起算して4年、環境影響評価法の対象となる案件（同法第2条第4項に規定する対象事業に係る案件をいう。以下同じ。）であれば8年を経過した日）に運転開始をしなかった場合、運転開始期限日を超過した期間分だけ交付期間又は調達期間が短縮されます。

※１　ただし、補助金(*1)の交付を受けて設置された着床式洋上風力発電設備については、（４）で定める上限価格から次の算式(*2)により算定した額（小数第２位まで、小数第３位以下切り捨て）を減じた額を上限価格とします。

(*1)地域新エネルギー等導入促進対策費補助金、新エネルギー等事業者支援対策費補助金及び新エネルギー事業者支援対策費補助金に限る。

(*2)（補助金の交付額）÷（（当該設備の供給に係る再生可能エネルギー電気の１年当たりの発電見込量）×（当該設備に係る調達期間））

※２　落札者が発電側託送供給料金の支払者でない場合には、落札者が入札した額（円/kWh）が基準価格となります。

※３　調達価格は、落札者が入札した額（円/kWh）に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えた額に、発電側託送供給料金に相当する額を加えて得た額とします。なお、落札者が発電側託送供給料金の支払者でない場合には、落札者が入札した額（円/kWh）に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額が調達価格となります。

第５章　入札の流れ・募集スケジュール

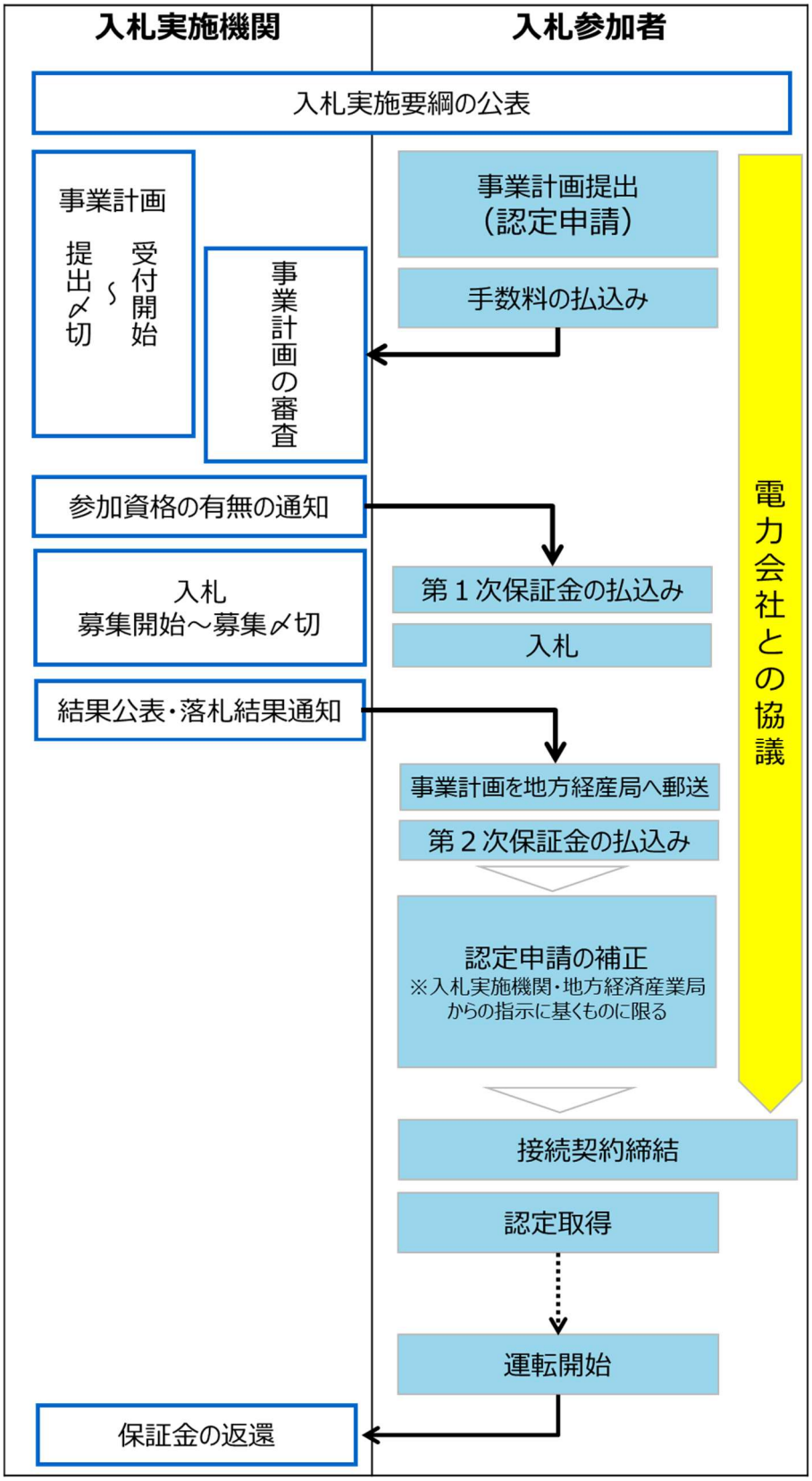

1　入札の流れ

入札は、以下の流れに従って実施されます。

（1） 事業計画提出・手数料の払込み

入札に参加するためには、**あらかじめＦＩＴ/ＦＩＰ電子申請システムで認定の申請**を行った上で、ＦＩＴ/ＦＩＰ電子申請システムで発行された申請ＩＤを使用し、**入札システムを通じて入札案件登録**を行ってください。事業計画の審査の結果、事業計画が入札参加資格に関する基準に適合すると認められた場合にのみ入札に参加することができます。適合しないと判断された場合には、その回の入札に参加することはできません。また、入札システムを通じて入札案件登録をした日の、翌日から１週間以内に、推進機関宛てに入札参加のための手数料を納付する必要があります。入札参加資格の有無は、審査の結果に関わらず、事業計画の提出者全員に通知されます。

- ✧ 事業計画の提出方法については、「第６章　再生可能エネルギー事業計画書の提出」１を参照すること。
- ✧ 入札参加資格に関する基準については、「第６章　再生可能エネルギー事業計画書の提出」２を参照すること。
- ✧ 手数料については、「第６章　再生可能エネルギー事業計画書の提出」３を参照すること。
- ✧ 入札参加資格の有無の通知については、「第６章　再生可能エネルギー事業計画書の提出」４を参照すること。

（2） 第１次保証金の払込み・入札

入札参加資格が認められた場合、入札に向けた準備を開始します。

まず、第１次保証金を推進機関宛てに納付する必要があります（地域公共案件として認められた事業計画を除く。）。第１次保証金は、実際に入札を行う日の前日までに納付してください。前日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その直前の平日までに納付する必要があります（保証金の現金納付に代えて、推進機関が指定する金融機関が発行した保証書を提出する場合には、入札を行う３営業日前までに推進機関へ提出してください（必着））。

納付が完了した後、入札募集の期間中に入札システムから入札を実施してください。入札の前日までに第１次保証金の納付が確認できない場合（又は、入札を行う３営業日前までに推進機関へ金融機関が発行した保証書が提出された上で、推進機関が定める条件を満たしていると確認できない場合）は、入札することができません。

- ✧ 第１次保証金については、「第７章　入札の実施」１を参照すること。
- ✧ 入札の実施については、「第７章　入札の実施」２～４を参照すること。

（３） 第２次保証金の払込み

入札募集期間終了後、推進機関において落札者の決定を行い、その結果を推進機関のＨＰにて公表します。併せて、落札者に対して落札した旨の通知を行います。落札できなかった場合には通知は行いません。

落札者は、落札通知に記載されている期限（入札結果の公表から２週間以内）までに、第２次保証金を推進機関宛てに納付する必要があります（現金納付ではなく、推進機関が指定する金融機関が発行した保証書を提出する場合には、期限までに推進機関へ提出してください（必着））。

> ✧ 落札者決定の通知については、「第７章　入札の実施」５を参照すること。
> ✧ 第２次保証金については、「第７章　入札の実施」８を参照すること。

（４） 認定申請・取得

落札した案件は、入札結果公表日の翌日から起算して２週間以内にＦＩＴ/ＦＩＰ電子申請システムで作成した申請書及び返信用封筒（切手を貼付の上、返信先の宛名・住所を記載）を、発電設備の設置場所を管轄する地方経済産業局に送付する必要があります。

また、**落札者は、入札結果が公表された日の翌日から起算して７か月以内に認定を取得する必要があります（認定取得期限）**。認定は、（１）において地方経済産業局宛てに認定申請されている事業計画に対して付与されます。入札と並行して関係許可等の手続を行っている場合は、期限までに間に合うように取得してください。また、入札と並行して接続契約締結のための電力会社との協議を行っている場合には、期限までに間に合うように接続契約を締結した上で認定を取得してください。

> ✧ 事業計画及び添付書類の紙媒体の送付については、「第７章　入札の実施」７を参照すること。
> ✧ 落札案件の認定については、「第８章　落札案件の認定」１・２を参照すること。

（５） 認定取得～運転開始

運転開始に向けた準備をします。認定取得後、事業計画の変更は可能ですが、変更できる内容が一部制限されますので、御注意ください。

なお、**運転開始期限日まで（認定を取得した日から４年以内、環境影響評価法の対象となる案件は８年以内）に運転開始できない場合には、期限を超過した期間分だけ交付期間又は調達期間が短縮される**こととなります。

> ✧ 落札案件の運転開始期限については、「第８章　落札案件の認定」４を参照すること。
> ✧ 保証金の没収については、「第９章　保証金の返還及び没収」２を参照すること。

２　２０２５年度の募集スケジュール（着床式洋上風力発電）

２０２５年度におけるスケジュールは以下のとおりです。ただし、やむを得ない事情によるスケジュールが変更になる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

なお、スケジュール変更があった場合には、推進機関のＨＰにてお知らせ致します。

	2025年度
	第４回
9月	事業計画の受付(9/1～9/19締切) 手数料の納付受付(9/1～9/26締切)
10月	事業計画の審査(～10/3) 入札参加資格の有無の通知(～10/8) 第1次保証金の納付受付(10/6～10/24締切) 入札募集(10/14～10/27締切)
11月	入札結果の公表(11/4) 落札者への通知(～11/7) 第2次保証金の納付受付(11/5～11/18締切)
12月	
2026年 1月～4月	
2026年5月	落札案件の認定申請補正期限(5/21締切) ※２
2026年6月	認定取得期限(6/4)

※１　入札説明会は、推進機関のホームページ上に説明動画を掲載させて頂きます。

※２　落札した案件について、推進機関又は地方経済産業局から事業計画の補正に係る指示があった場合は速やかに対応し、期限までに認定を取得してください。推進機関又は地方経済産業局から指示があった場合でも、**認定取得期限の２週間前までに補正対応を完了させる必要があります。**なお、推進機関又は地方経済産業局からの指示に基づかない変更は一切認められません。

第６章　再生可能エネルギー事業計画書の提出

１　事業計画の提出方法

入札に参加するためには、あらかじめ**ＦＩＴ/ＦＩＰ電子申請システムで認定の申請**を行った上で、**入札システムを通じて入札案件登録**を行ってください。この**２つのシステム操作を行わなければ、事業計画を提出したことにはなりません**ので、入札参加希望者におかれましては十分御注意ください。

（１）提出書類

○ＦＩＴ/ＦＩＰ電子申請システムで作成した再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書（様式第１又は第２の２）**【別添１】**

○添付書類

・個人の場合は戸籍謄本（又は住民票）、法人の場合は法人登記簿謄本

・印鑑証明書

・土地の取得を証する書類

設備所在地の登記簿謄本、他者所有地の場合は賃貸借契約書等

・発電設備設置場所の公図

・発電設備設置場所に隣接する土地の登記簿謄本

・発電設備の内容を証する書類（パワーコンディショナーの仕様書）

・構造図

・位置図

・配線図

・接続の同意を証する書類

（申請時は「接続検討申込書の写し」の添付で代用することも可）

・事業実施体制図

・柵塀等の誓約書

・接続に係る工事費負担金の予定額が示されている書類（送配電事業者からの接続検討の回答等）※提出は任意、当該書類を添付している場合に、保証金没収免除事由あり。

（詳細は、P.34 を参照）

・補助金の確定通知書（写）※P.6 に記載した補助金を受給した設備に限る

・環境影響評価方法書に関する手続を開始したことを証する書類　※該当する場合のみ

≪発電設備の出力が５０kW 以上２，０００kW 未満の場合≫

・再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書**【別添２】**

≪発電設備の出力が２，０００kW 以上の場合≫

・再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書（自治体説明対象区分）**【別添３】**

（２）　注意事項

・ 土地の取得を証する書類について、賃貸借契約書の写し等、土地の使用の権原を有する又はこれを確実に取得できることを証する書類が必要であり、これらの書類が揃わない場合は、原則として入札参加資格なしと判断されます。ただし、これらの書類が揃わない場合でも、法又は条例で環境アセスメントの対象となる案件は、賃貸/譲渡証明書【別添１５】の添付があれば、例外的に入札参加資格を得ることができます。当該案件が落札し、ＦＩＴまたはＦＩＰ認定要件も満たしている場合には、一旦認定が行われますが、認定日の翌日から起算して３年が経過した日を期限として、土地の使用の権原を有することを証明する書類を申立書【別添１６】とともに提出する必要があります。

・ 環境影響評価方法書に関する手続を開始したことを証する書類については、事業計画提出時に添付が出来ない場合でも、受付及び審査を行うこととします。本扱いを希望する場合は、関係法令手続状況報告書【別添２又は３】の「環境影響評価法・条例に係る環境影響評価手続」について、「該当の有無」欄を「確認中」にチェック、「確認・相談先（部署名）」欄に「現在、方法書についての手続開始の準備をしている状況であり、〇年〇月までに方法書に関する手続を開始したことを証する書類を提出できる見込みです。」と記入してください。また、事業計画提出を行う前に推進機関宛に必ず御連絡ください。なお、方法書に関する手続を開始したことを証する書類の追加提出については、２０２６年４月３日（金）までに、各地方経済産業局に到達するように提出してください。期限までに方法書に関する手続を開始したことを証する書類の追加提出が確認されない場合は、期限内に認定が得られない可能性がありますので、十分御注意ください。

・ 関係法令手続状況報告書について、発電設備設置予定地の自治体に対して、あらかじめ事業計画の相談や説明を行い、その結果について記載してください。記載に当たっては、下記の注意点に留意してください。

・ 法又は条例に基づく環境影響評価手続の対象となる着床式洋上風力発電事業については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成２４年経済産業省令第４６号。以下「施行規則」という。）の規定に基づき認定申請時に求める当該関係法令の許認可を認定後に取得することを認めますが、認定から３年以内に当該許認可を取得することなどを条件とした条件付き認定とします。認定から３年以内に許認可を取得し終えることができなかった場合は、認定を取消すとともに、落札者決定を取り消します。

◎関係法令手続状況報告書（自治体説明対象区分）の記載における注意点

１．概要

出力２，０００kW 以上の着床式洋上風力発電設備は比較的大規模なものであることから、<u>地域住民やその周辺環境に対する配慮は不可欠</u>です。そのため、入札参加資格に

関する基準として、認定基準に加えて、**発電設備設置予定地の自治体へ事業計画の説明を行い、関係法令及び条例に基づく必要な手続について確認・相談を行うこと**が求められます。これに対して**助言や指導があった場合には、適切に対応することも必要**になります。

２．自治体（都道府県及び市区町村）への確認・相談方法

✧ **２０２５年度についても、昨年度に引き続き面談以外の形式による確認・相談も可**とします。

✧ 最小単位の行政（市区町村）への確認・相談を、面談以外の形式で実施する場合は、**メールで資料等を事前に送付した上で、電話による説明、確認・相談を行ってください。**

✧ 上記以外の自治体についても、引き続き面談以外の形式による確認・相談を可とします。

３．自治体への確認・相談結果及び指導・助言に対する対応状況

✧ 上述のプロセスによる、**確認・相談結果や指導・助言に対する対応状況は「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書（自治体説明対象区分）」【別添３】へ記載してください。**

✧ 記載に当たっては、記入例も参考にしてください。

（３） 認定申請手順

① 下記のＵＲＬより、ＦＩＴ/ＦＩＰ電子申請システムにログインし、システム上で必要事項の入力及び添付書類のアップロードを行ってください。
ＦＩＴ/ＦＩＰ電子申請システム：https://www.fit-portal.go.jp/

② **申請後は、社名や代表者名の変更等の軽微な内容を含めて、一切の内容修正等は認められません。但し、推進機関又は地方経済産業局から申請内容について補正指示があった場合は、例外的に修正が認められます。**推進機関又は地方経済産業局から補正指示があった場合は、指定された補正期限までに申請内容をＦＩＴ/ＦＩＰ電子申請システム上で修正してください。補正期限までに補正が完了しなかった場合は、修正前の内容により入札参加の可否の審査及び認定審査が行われますので、あらかじめ御了承ください。

（４） 入札案件登録方法

- 下記のＵＲＬより、入札システムにログインし、入札案件登録のための必要情報を入力してください。入札システム：https://nyusatsu.occto.or.jp/
- 入札システムは、ＦＩＴ/ＦＩＰ電子申請システムでの申請直後は、すぐに操作が

できない場合があります。この場合、１時間程度時間を空けていただいた上で、改めて入札システムの操作を行ってください。

- 地域公共案件である場合には下記の注意点に留意いただき、エビデンスとともに誤りの無いよう、入札システムにアップロードしてください。

◎地域公共案件の入札案件登録における注意点

１．地域公共案件の概要

当該事業計画が**地域公共案件である場合は、第１次保証金及び第２次保証金のいずれも免除**されます。なお、地域公共案件とは下記のいずれかに該当する事業計画のことを指します。**保証金の免除に当たっては、推進機関の確認を受ける必要**があります。

（１）入札参加者の事業計画に係る事業が地方公共団体による直接の出資を受けたものである場合

（２）当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備が農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成２５年法律第８１号。以下「農山漁村再エネ法」という。）第７条第３項に基づく設備整備計画の認定を受けたものである場合

（３）当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備が地球温暖化対策の推進に関する法律（平成１０年法律第１１７号）第２２条の２第３項に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けたものである場合

２．地域公共案件の入札システムへの登録

✧ **地域公共案件である場合は、入札案件登録の際に、自治体連絡先等を入札システムより登録**してください。その際、エビデンスもＰＤＦ化した上で、併せてアップロードしてください。

✧ 上記（１）及び（２）のエビデンスはそれぞれ、下記のいずれかとします。

（１） 有価証券報告書、地方公共団体ホームページ又は株主名簿の当該事業計画が地方公共団体から直接出資を受けていることが確認できる部分

（２） 農山漁村再エネ法に基づく設備整備計画に係る認定通知書

（３） 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画に係る認定通知書

- 入札案件登録後、入札案件登録を受け付けた旨をＥメールにて通知します。この際、入札案件ごとに入札ＩＤが付与されます。本入札ＩＤは、以後の入札の諸手続で必要となりますので、大切に保管するようにしてください。
- 推進機関又は地方経済産業局から事業計画の補正指示があった場合でも、再登録・内容修正を行う必要はありません。

（５） 事業計画の受付期間

２０２５年9月　１日（月）～２０２５年9月１９日（金）

- 受付期間中に、①ＦＩＴ/ＦＩＰ電子申請システムを通じた認定申請、②入札システムを通じた入札案件登録を行ってください。
- これらの手続はいずれも受付期間終了日の１７：００までに実施してください。上記期限までに手続が行われなかった場合は、入札に参加することはできません。期限超過・不達の理由による例外は一切ありませんので御注意ください。なお、②について、入札システムは、ＦＩＴ/ＦＩＰ電子申請システムでの申請直後は、すぐに操作ができない場合があります ので、期限に余裕をもってシステムの操作を行ってください。

２　入札参加資格に関する基準

入札参加資格の有無は、施行規則第５条及び第５条の２並びに法第９条第４項第４号に規定する認定基準（施行規則第５条の２第１号に掲げる電気事業者との接続の同意に係るもの、及び同条第４号に掲げる関係許可等に係るものを除く。）及び下記の基準（１及び２については、出力２，０００kW 以上の発電設備を用いる事業計画に限る。）に基づいて判断されます。

なお、施行規則第４条の２の２に規定する要件に該当し、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する事項の内容を周知させるための措置が必要となる場合にあっては、当該措置の実施に係る基準を入札の参加資格に関する基準とせず、同令第４条の２の３第２項第７号イからホまで（同項第８号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる時期に、同条に規定する措置を実施することを求めるものとします。

	認定基準以外に満たすべき基準
1	発電設備の設置を予定する場所が属する自治体（都道府県及び市区町村）に事業計画についての説明を行い、かつ、関係法令及び条例に基づく必要な手続について自治体に確認及び相談を行っていること
2	自治体からの助言又は指導があった場合には、それらを踏まえ適切に対応していること
3	期限までに、推進機関に対し手数料を納付していること

入札参加資格審査においては、必要書類が充足されているかどうかを確認することとします。落札案件に係る認定要件は、入札結果判明後の、認定審査において厳格に実施されることになります。認定審査の結果、認定の要件を充足せずに、認定取得期限までに認定を取得できなかった案件については、入札保証金が没収された上で、落札者決定についても取り消されることとなりますので、御注意ください。

３　手数料

入札参加希望者は、入札システムを通じて入札案件登録を行った日の翌日から起算して１週間以内に、入札参加のための手数料として、１つの事業計画当たり 90,000 円を推進機関へ納付してください（※）。手数料が納付されたことが確認された後に事業計画の審査を開始します。なお、入札参加希望者が、事業計画を提出した後に辞退する場合（辞退とみなされた場合も含む。）は、辞退以前に納付された手数料は返金しませんので、御注意ください。

※納付期限が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、翌営業日までに納付をお願いします。

推進機関が指定する口座に納付期限までに着金していることが必要です。

＜振込方法＞

原則、入札システムより入札案件登録がされた日に、推進機関から事業者宛てに手数料請求書をＥメールにて送付しますので、下記の口座へ振り込んでください。どの案件に対しての手数料かを区別するため、**振込に当たっては、依頼人名の前に入札ＩＤの番号を入力してください**。**複数の入札案件について手数料を振り込む場合は、入札案件ごとに振込を行ってください**。その他、Ｅメールの指示に従って、振込をお願いします。

なお、振込手数料は入札参加希望者の負担となりますので、あらかじめ御了承ください。

＜振込先＞

みずほ銀行　東京中央支店（店番：１１０）普通預金　口座番号３２１８５０７ デンリヨクコウイキテキウンエイスイシンキカン

４　入札参加資格の審査結果の通知

（１）審査結果の通知時期

入札参加資格の審査結果の通知は、原則、事業計画の提出日（入札案件登録日）の翌日から起算して１か月以内に、当該事業計画の提出者に対し、入札への参加の可否をＥメールで通知します。

（２）入札への参加が認められなかった場合の説明請求について

- 入札に参加できない旨の通知を受けた者は、入札に参加できない理由について説明を求めることができます。請求する場合は、**【別添４】**に必要項目を記入し、ＰＤＦ化した上で推進機関までＥメール（saiene_nyusatsu@occto.or.jp）にて申し出てください。なお、請求期限は、通知を行った日から起算して 5 営業日以内です。
- 推進機関は、上記の説明を求められたときは、原則として、入札への参加が認められない理由について説明を求めることができる最終日から起算して 5 営業日以内に、説明を求めた者に対し回答します。回答書はＥメールで送付します。

- 説明を求めた者について入札への参加が認められた場合においては、当該入札に参加することができない旨の通知を取り消し、入札に参加することができる旨を通知します。

（３） 入札参加資格の取消し

推進機関は、入札に参加することができる旨を通知した者について、当該通知を行った日から入札の結果が公表されるまでの間に、当該者が入札参加資格に関する基準に適合しなくなった場合、当該者に対する当該通知を取り消し、入札に参加することができない旨を通知します。

入札参加資格の取消しがあった場合、以下のように取り扱われることになりますので御注意ください。

- 電子申請された事業計画は、取り下げて頂きます。
- 入札参加資格の取消しが入札前であった場合、入札に参加できません。
- 入札参加資格の取消しが入札後であった場合、その入札は無効となります。
- 入札参加資格の取消しが第１次保証金の提供後であった場合、当該保証金は全額没収されます。

なお、取消しがあった場合についても、その理由について説明請求が可能です。手順については（２）と同様ですが、この場合は、**【別添５】**を使用してください。

第７章　入札の実施

１　第１次保証金

（１）　第１次保証金の受付期間

２０２５年１０月６日（月）～２０２５年１０月２４日（金）

入札参加資格が認められた者は、入札を実施する場合、第１次保証金を推進機関へ提供してください（地域公共案件（※）として認められた事業計画を除く）。ただし、以下の場合には、過去行われた入札において没収された保証金の額と同額まで保証金を免除します。

- 当該案件が電源接続一括検討プロセスの対象となったことを理由に辞退がなされた場合であって、既に電源接続案件一括検討プロセスに参加しており当該プロセスにおいて認定取得期限までの接続同意が見込まれること。
- 当該案件について、系統アクセス業務の回答として暫定的な回答が行われたものの正式な回答を得られないことを理由に辞退がなされた場合であって、認定取得期限までの接続同意が見込まれること。

また現金で納付する場合は**入札の前営業日までに推進機関が指定する口座に着金**していること、**金融機関の発行する保証書を提出する場合は入札の３営業日前までに保証書が提出され、推進機関の定める条件に合致**していることが必要になります。これを満たさない場合、入札を実施することができませんので御注意ください。

※　第６章　再生可能エネルギー事業計画書の提出１事業計画の提出方法入札案件登録方法を参照してください。

（２）　第１次保証金の金額

第１次保証金の単価は、５００円／kW です。

（３）　納付の方法

入札参加資格の審査結果の通知と併せて、推進機関から入札参加希望者宛てに「入札実施のご案内」（第１次保証金提供依頼を含む。）をＥメールにて送付します。納付の方法は、①現金納付による方法、②金融機関の発行する保証書を提出する方法のいずれかを選ぶことができます。

ア　現金納付による方法

下記口座まで振込をお願いします。どの申請案件に対しての第１次保証金かを区別するため、**振込に当たっては、依頼人名の前に入札ＩＤの番号を入力してください**。**複数の入札案件について第１次保証金を振り込む場合は、入札案件ごとに振込を行ってください**。その他、Ｅメールの指示に従って、振込をお願いします。

なお、振込手数料は入札参加者の負担となりますので、あらかじめ御了承ください。

＜振込先＞

みずほ銀行　東京中央支店（店番：１１０）普通預金　口座番号３２１８５０７ デンリヨクコウイキテキウンエイスイシンキカン

イ　金融機関の発行する保証書を提出する方法

保証金は現金納付だけでなく、金融機関が発行した保証書（下記の条件を満たすものに限る。）の提出に代えることも可能です。第１次保証金の納付を保証書の提出に代える場合は、**入札の３営業日前までに、保証書及び添付書類を推進機関宛てに郵送してください（必着）**。３営業日前までに保証書及び添付書類の原本が推進機関に到着し、かつ下記の条件を満たしていることが確認できない場合、入札を実施することができませんので御注意ください。

＜保証書の条件＞

○推進機関で定めた保証書**【別添６】**を使用していること

○保証人が保証書を発行する時点の金融庁長官に登録された格付業者の信用格付が、A-又はA3以上の金融機関であること

○保証書の代表者名及び押印が代表取締役等の代表者となっていること

○保証期間の終了日が認定取得期限に６ヶ月を加えた期間よりも長いこと

○保証債務履行請求期限が保証期間の終了日の翌日から１０日間以上あること

＜添付書類＞

○保証人の登記事項証明書（代表者事項証明書）（※）

○保証人の代表者の印鑑証明書（※）

○保証書提出時に使用する連絡票**【別添７】**

※提出日より３か月以内に発行された原本を提出してください

＜保証書の送付先＞

〒１００－６６０７ 東京都千代田区丸の内一丁目９番２号　グラントウキョウサウスタワー７階 広域的運営推進機関　再生可能エネルギー・国際部　「入札参加」係

（４）　納付形式の変更

保証金納付後の納付形式の変更は、金融機関の発行する保証書を提出する方法から現金納付による方法へ変更する場合のみ認められます。したがって、**一度現金納付による方法で保証金を納付した場合は、保証書を提出する方法へ変更することはできません**。現金納付形式へ変更する場合は、金融機関発行の保証書の保証期間内に「（３）納付の方法」アに記載されている振込先へ第１次保証金相当額の振込を行うとともに、保証書の返却

手続を行ってください。保証書の返却手続については、「第９章　保証金の返還及び没収」３を御覧ください。

２　入札の実施方法

①　推進機関からＥメールで送付する「入札実施のご案内」にて、入札システムにログインするためのログインＩＤを発行します。当該ＩＤを用いて入札システムにログインしてください。入札システムのＵＲＬについては、「入札実施のご案内」にて通知します。

②　入札ＩＤごとに、入札したい供給価格（円／kWh）と発電設備の出力（kW）の値を入力してください。供給価格については、日本円単位で、小数第２位まで入力してください。消費税相当額は、供給価格に含めないでください。公租公課における事業税相当額については、所得課税及び収入課税となる場合でも供給価格に含めないでください。発電設備の出力は、当該申請（提出）に係る発電設備の定格発電出力を小数第１位（小数第２位切捨て）まで入力してください。

③　供給価格及び発電設備の出力の他、現金納付した保証金の返還口座情報やくじ番号（「５　落札者決定の方法」②を参照）など、入札実施に必要な事項について入力してください。

④　入札システム上で入札した後、その内容についての修正はできません。入札実施の際は内容をよく御確認の上、入札するようにしてください。

３　入札期間

２０２５年１０月１４日（火）～２０２５年１０月２７日（月）

上記の期間内に、入札システムにより入札を行ってください。

４　入札の実施に関する注意事項

①　入札に際し、入札システムに入力した発電設備の出力が、当該入札に係る事業計画に記載したものと異なる場合には、当該入札は無効となります。

②　第１次保証金の全額を入札の前営業日までに推進機関に振り込まれたこと、又は入札の３営業日前までに保証書が提出され、推進機関の定める条件に合致していることが確認できない場合は、当該入札は無効となります。

③　入札に参加することができる旨の通知をした者でない者（入札参加資格を取り消された者を含む。）による入札、入札参加資格の審査のための事業計画に虚偽の記載をした者による入札その他の不正な入札は無効となります。この場合、第１次保証金は全額没収となりますので、御注意ください。

５　落札者決定の方法

① 推進機関は、「第４章　募集内容（着床式洋上風力発電設備）」で示した供給価格上限額を超えない供給価格の入札参加者のうち、低価の入札参加者から順次募集容量に達するまでの入札参加者をもって落札者として決定します。

② 推進機関は、入札において、同価の入札をした入札参加者が２人以上存在する場合には、くじで落札者の順位を決定します。くじ番号欄には必ず任意の３桁の数字を御記入ください。

③ 最後の順位の落札者の発電設備の出力と他の落札者の発電設備の出力との合計の出力の量が入札量を超えるときには、その超える分については、最後の順位の落札者において、落札がなかったものとします。

④ 最後の順位の落札者が③に該当する場合であって、当該落札者が第２次保証金提供期限までに事業を中止したときは、供給価格上限額を超えない供給価格で入札した非落札者（落札者以外の入札参加者をいう。以下同じ。）のうち、低価の非落札者から順次当初の最後の順位の落札者が落札した容量に達するまでの非落札者をもって、１回に限り、改めて落札者（以下「繰上げ落札者」という。）として決定します。なお、同価で入札をした非落札者が２人以上いる場合には、くじで繰上げ落札者の順位を決定します。

⑤ 最後の順位の繰上げ落札者の発電設備の出力と他の落札者の発電設備の出力との合計の出力の量が入札量を超えるときには、その超える分については、最後の順位の繰上げ落札者において、落札がなかったものとします。

６　落札者決定の通知

推進機関は、以下の日程までに、落札者に対して落札した旨をＥメールにて通知します。

２０２５年１１月　７日（金）

７　認定申請書の送付

落札した案件については、入札結果公表日の翌日から起算して２週間以内にＦＩＴ/ＦＩＰ電子申請システムで作成した申請書及び返信用封筒（切手を貼付の上、返信先の宛名・住所を記載）を、発電設備の設置場所を管轄する地方経済産業局に送付する必要があります。

＜認定申請書の送付方法＞

① ＦＩＴ/ＦＩＰ電子申請システムで作成した再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書【別添１】をシステムより打ち出してください。

② 送付物を以下のとおり準備し、各地方経済産業局へ送付してください。各地方経済産業局の宛先は【別表１】を参照してください。

<u>＜受付印を押印した申請書（写）が不要な場合＞</u>

○再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書

○返信用封筒（１部）

＜受付印を押印した申請書（写）が必要な場合＞

○再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書

○返信用封筒（２部）

※返信用封筒には、切手を貼付の上、返信先の宛名・住所を必ず記載してください。

推進機関宛てに認定申請書（事業計画）の書面を送付する必要はありません。

入札参加者が入札を辞退した場合（辞退とみなされた場合も含む。）、地方経済産業局宛てに郵送された申請書類等事業計画は全て当該事業者へ返送します。なお、郵送料は当該事業者負担になります。

８　第２次保証金

（１）　第２次保証金の受付期間

落札者は、下記の期間に、第２次保証金を推進機関に納付してください。ただし、繰上げ落札者の第２次保証金納付期限は推進機関より別途お知らせします。提供期限までに推進機関が指定する口座に着金（保証書が推進機関の営業時間内に到着）していることが必要です。

２０２５年１１月　５日（水）～２０２４年１１月１８日（火）

（２）　第２次保証金の金額

第２次保証金の単価は、５，０００円／kW です。

なお、第１次保証金が第２次保証金の一部に充当されるため、第２次保証金の納付に当たっては、**第２次保証金と第１次保証金の差額を納付してください。**（※）

第１次保証金を現金納付に代えて保証書を提出している場合、当該保証書は第２次保証金の一部に係る保証書となるため、**第２次保証金と第１次保証金の差額に係る保証書を提出してください。当該保証書が提出できない場合は、第２次保証金相当額の全額を現金で納付してください。（第１次保証金と第２次保証金を異なる提供方法で提供することはできません）**。なお、この場合、保証書を返却しますので、返却手続を行ってください。保証書の返却手続については、「第９章　保証金の返還及び没収」３を御覧ください。

（※）第１次保証金と同様に以下の場合には、過去行われた入札において没収された保証金の額と同額まで保証金を免除します。

- 当該案件が電源接続一括検討プロセスの対象となったことを理由に辞退がなされた場合であって、既に電源接続案件一括検討プロセスに参加しており当該プロセスにおいて認定取得期限までの接続同意が見込まれること。
- 当該案件について、系統アクセス業務の回答として暫定的な回答が行われたものの正式な回答を得られないことを理由に辞退がなされた場合であって、認定取得期限までの接続同意が見込まれること。

（３） 納付の方法

落札者決定通知書と併せて、推進機関から落札者宛に第２次保証金提供依頼をＥメールにて送付します。納付の方法は、①現金納付による方法、②金融機関の発行する保証書を提出する方法のいずれかを選ぶことができます。

ア　現金納付による方法

下記口座まで振込をお願いします。どの案件に対しての第２次保証金かを区別するため、**振込に当たっては、依頼人名の前に入札ＩＤの番号を入力してください**。**複数の入札案件について第２次保証金を振り込む場合は、入札案件ごとに振込を行ってください**。その他、Ｅメールの指示に従って、振込をお願いします。

なお、振込手数料は入札参加者の負担となりますので、あらかじめ御了承ください。

＜振込先＞

みずほ銀行　東京中央支店（店番：１１０）普通預金　口座番号３２１８５０７ デンリヨクコウイキテキウンエイスイシンキカン

イ　金融機関の発行する保証書を提出する方法

第１次保証金の納付を金融機関の発行する保証書を提出する方法によって納付している場合は、第２次保証金も同様に保証書を提出する方法によって提供してください。**提供期限までに保証書及び添付書類を推進機関宛てに原則郵送してください（必着）**。提供期限までに保証書及び添付書類の原本が推進機関に到着し、かつ下記の条件を満たしていることが確認できない場合、第２次保証金を期限内に提出したものとは認められませんので御注意ください。

＜保証書の条件＞

○推進機関で定めた保証書**【別添６】**を使用していること

○保証人が保証書を発行する時点の金融庁長官に登録された格付業者の信用格付が、A-又はA3以上の金融機関であること

○保証書の代表者名及び押印が代表取締役等の代表者となっていること

○保証期間の終了日が認定取得期限に６ヶ月を加えた期間よりも長いこと

○保証債務履行請求期限が保証期間の終了日の翌日から１０日間以上あること

＜添付書類＞

○保証人の登記事項証明書（代表者事項証明書）（※）

○保証人の代表者の印鑑証明書（※）

○保証書提出時に使用する連絡票**【別添７】**

※提出日より３か月以内に発行された原本を提出してください

＜保証書の送付先＞

〒１００－６６０７
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号　グラントウキョウサウスタワー７階
広域的運営推進機関　再生可能エネルギー・国際部　「入札参加」係

※第１次保証金と第２次保証金の保証人は、原則一致させてください。やむを得ず、第２次保証金の保証人が第１次保証金と異なる場合は、第１次保証金と第２次保証金の差額でなく、第２次保証金の全額が保証された保証書を提出してください。この場合、第１次保証金に代えて提出された保証書は返却しますので、返却手続を行ってください。保証書の返却手続については、「第９章　保証金の返還及び没収」３を御覧ください。

（４）　納付形式の変更

保証金納付後の納付形式の変更は、金融機関の発行する保証書を提出する方法から現金納付による方法へ変更する場合のみ認められます。したがって、**一度現金納付による方法で保証金を納付した場合は、保証書を提出する方法へ変更することはできません**。現金納付形式へ変更する場合は、金融機関発行の保証書の保証期間内に「（３）納付の方法」アに記載されている振込先へ第２次保証金相当額の振込を行うとともに、保証書の返却手続を行ってください。保証書の返却手続については、「第９章　保証金の返還及び没収」３を御覧ください。

９　落札に関する注意事項

第２次保証金の提供期限までに第２次保証金の全額が推進機関宛てに納付されていることを確認できない場合（第２次保証金相当額に係る保証書が提供されない場合）には、落札は無効となります。また、**落札者決定が取り消され、第１次保証金の全額が没収扱いとなります**ので、御注意ください。

また落札したにも関わらず、辞退した又は落札者決定が取り消された案件については、その理由を推進機関より確認させていただきます。今後、当該案件の事業計画地を含む場所に計画された案件が入札に参加した場合、入札結果公表資料に当該案件の供給価格と理由を記載させていただきます。

１０　入札保証金に係る金融機関の発行する保証書を提出している場合の注意事項

入札保証金は、運転開始するまでの間、推進機関に提供されている必要があります。したがって、**運転開始前に推進機関に提出された保証書の効力が消滅する場合は、保証書の効力が消滅するまでに、①新たな保証書の提出、又は②第２次保証金相当額の現金納付が必要**です。いずれかの対応を取られた場合、効力が消滅する保証書は返却します。保証書の返却手続については、「第９章　保証金の返還及び没収」３を御覧ください。他方、いずれの

対応も保証書の効力が消滅するまでに取られない場合には、落札者決定が取り消されるとともに、第２次保証金は没収扱いとなるため、当該没収される第２次保証金相当額の支払いを請求するとともに、保証人宛にも別途保証債務履行請求を行い、第２次保証金相当額の推進機関への支払いを求めることになりますので、御注意ください。

なお、認定取得後、運転開始するまでに事業主体を変更することは、事業主体の変更認定日以後も変更前に提出された保証書が当該変更後の事業主体の第２次保証金に係る保証書として有効である場合又は変更認定日までに第２次保証金相当額が下記の口座へ支払われた場合のみ認められます。前者の場合も、保証書上の保証委託者名が変更されるため、保証委託者名が変更された新たな保証書（下記の条件を満たすものに限る。）を提出してください。

ア　新たな保証書を提出する場合

保証期間終了日の推進機関営業時間内（保証期間終了日が土曜、日曜又は祝日に当たるときは、前営業日の推進機関営業時間内）までに、下記の条件を満たす新たな保証書及び添付書類を推進機関宛に原則郵送してください（必着）。期限までに保証書及び添付書類の原本が推進機関に到着し、かつ下記の条件を満たしていることが確認できない場合、期限内に保証書を更新したものとは認められませんので御注意ください。

＜保証書の条件＞

○推進機関で定めた保証書**【別添６】**を使用していること

○保証人が保証書を発行する時点の金融庁長官に登録された格付業者の信用格付が、A-又はA3以上の金融機関であること

○保証書の代表者名及び押印が代表取締役等の代表者となっていること

○保証債務履行請求期限が保証期間の終了日の翌日から１０日間以上あること

＜添付書類＞

○保証人の登記事項証明書（代表者事項証明書）（※）

○保証人の代表者の印鑑証明書（※）

○保証書提出時に使用する連絡票**【別添７】**

※提出日より３か月以内に発行された原本を提出してください

＜保証書の送付先＞

〒１００－６６０７ 東京都千代田区丸の内一丁目９番２号　グラントウキョウサウスタワー７階 広域的運営推進機関　再生可能エネルギー・国際部　「入札参加」係

イ　第２次保証金相当額を現金納付する場合

下記口座まで振り込みをお願いします。どの案件に対しての第２次保証金かを区別するため、**振込に当たっては、依頼人名の前に入札ＩＤの番号を入力してください。複数の入札案件について第２次保証金を振り込む場合は、入札案件ごとに振込を行ってください**。その他、Ｅメールの指示に従って、振込をお願いします。

なお､振込手数料は入札参加者の負担となりますので､あらかじめ御了承ください。

＜振込先＞

みずほ銀行　東京中央支店（店番：１１０）普通預金　口座番号３２１８５０７ デンリヨクコウイキテキウンエイスイシンキカン

第８章　落札案件の認定

１　落札者における認定申請の期限

落札者は入札に参加するために、あらかじめＦＩＴ/ＦＩＰ電子申請システムで認定申請を行っているため、落札後、改めて認定申請を行う必要はありません。

なお、入札への参加にあたって提出した事業計画（認定申請）について、推進機関又は地方経済産業局から指示があった場合は速やかに対応し、期限までに認定を取得してください。なお、推進機関又は地方経済産業局からの指示に基づかない変更は一切認められません。

２　落札者の認定取得期限

落札者は下記の期間までに、当該落札に係る認定を取得する必要があります。

また、推進機関又は地方経済産業局から指示があった場合でも、**認定取得期限の２週間前までに補正対応を完了させる必要があります。**（関係許可等の取得や系統接続に係る事項の記載、接続の同意を証する書類の添付を含む）。**この期限までに補正が完了しなかった場合、期限内に認定が得られない可能性があります**ので、十分御注意ください。

２０２６年　６月　４日（木）

＜事業計画の補正の方法＞

事業計画の内容に不備があった場合には、推進機関又は地方経済産業局より事業計画の補正を指示します。当該指示に従って、ＦＩＴ/ＦＩＰ電子申請システムで事業計画の補正を行ってください。

なお、最後の落札者（最後の繰上げ落札者も含む）となり、認定申請時の発電設備の出力と落札した発電設備の出力が異なる場合は事業計画を大幅に補正する必要があります。その場合の補正方法についても、推進機関又は地方経済産業局より入札結果の公表日以降に指示がありますので、その指示に従って、補正を行ってください。

＜認定取得期限までに認定取得ができなかった場合＞

入札回ごとの認定取得期限までに認定が取得できなかった場合は、**落札者決定が取り消されます**。ただし、第２次保証金については、落札に係る事業計画について認定取得期限後に事業計画の提出期間が開始する最初の入札に再度参加し、当初の落札価格以下の価格で入札することを条件に、**１回に限り、第２次保証金を繰越し、認定取得期限後に事業計画の提出期間が開始する最初の入札における第１次保証金及び第２次保証金に充当することができます（現金で納付している場合及び保証書を提出している場合ともに可能です）**。なお、この条件を満たさない場合は、当該第２次保証金は全額没収されます。手続等の詳細は、「第９章　保証金の返還及び没収」２（６）を御覧ください。

３　事業計画申請時に譲渡/賃貸証明書を提出した場合の対応

土地の取得を証する書類について、賃貸借契約書の写し等に代えて、譲渡/賃貸証明書【別添１５】の提出を行った案件（法又は条例で環境アセスメントの対象となる案件に限る）は、一旦認定が行われますが、認定日の翌日から起算して３年が経過する日までに、以下の書類を担当経済産業局へ提出する必要があります。当該期日までに提出がない場合は、認定が取消され、第２次保証金は没収となります。

○申立書【別添１６】

○土地の登記簿謄本（全部事項証明書）

○売買契約書の写し、賃貸借契約書の写し、地上権設定契約書の写し等その土地の使用の権原を有することを証する書類

○契約当事者双方の印鑑証明書

４　落札に係る認定の失効

認定取得後、落札に係る認定事業者が「第１０章　落札者決定の取消し」に掲げる事由に該当し、落札者決定が取り消された場合は、当該落札に係る認定は失効しますので御注意ください。

５　落札案件の運転開始期限

落札案件についても運転開始期限が設定されます。**運転開始期限日まで（認定を取得した日から４年以内、環境影響評価法の対象となる案件は８年以内）に運転開始できない場合には、期限を超過した期間分だけで交付期間又は調達期間が短縮される**こととなります。

第９章　保証金の返還及び没収

１　保証金の返還

（１）第１次保証金

推進機関は、入札参加者のうち、落札者として決定した者及び「２　保証金の没収」に規定する事由に該当した者のいずれにも該当しない者に対して、入札の結果を公表した翌日から起算して２週間以内に、当該者が提供した第１次保証金を返還します。

＜現金で納付していた場合＞

入札実施に際し、入札システムに登録していただいた口座に返還しますので、十分御注意ください。また、辞退した（辞退とみなされたものも含む）前に保証金を提供していた場合、保証金が没収されることになりますので御注意ください。

なお、**落札者が提供した第１次保証金は、当該落札者に返還せず、当該落札者が推進機関に提供すべき第２次保証金に充当**します。

＜保証書を提出していた場合＞

保証書を郵送で返却します。保証書の返却手続については、「第９章　保証金の返還及び没収」３を御覧ください。また、辞退した（辞退とみなされたものも含む）前に保証金を提供していた場合、保証金は没収扱いとなりますので御注意ください。

なお、**落札者が提供した第１次保証金に係る保証書は、当該落札者に返還せず、当該落札者が推進機関に提供すべき第２次保証金の一部に係る保証書とみなします**。

（２）第２次保証金

推進機関は、落札者が当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給を開始した場合には、原則として、当該供給を開始した日の翌日から起算して３か月以内に、第２次保証金を当該落札者に返還します。

＜現金で納付していた場合＞

認定取得後に事業主体を変更し落札者以外の者が当該落札案件の認定事業者になっている場合には、当該認定事業者に第２次保証金を返還しますので御注意ください。また、事業主体を変更する場合は、入札ＩＤ及び入札システムのログインＩＤを変更後の認定事業者に引き継ぐようにしてください。また、変更後の認定事業者は、入札システムのログインパスワードを必ず変更してください。

落札者（事業主体の変更があった場合は、当該変更後の認定事業者）は、供給開始後、入札システムにおいて第２次保証金を返還すべき口座が登録されていることを確認してください。確認完了後、**【別添９】**及び供給開始したことを証明する書類（買取実績

を記載した検針票等）を推進機関宛てに提出し、供給開始した旨を申し出てください。

＜保証書を提出していた場合＞

保証書は郵送で返却しますので、**【別添９】**及び供給開始したことを証明する書類（買取実績を記載した検針票等）を推進機関宛てに提出することで、供給開始した旨を申し出るとともに、保証書の返却手続を行ってください。保証書の返却手続については、「第９章　保証金の返還及び没収」３を御覧ください。

※FIT 入札にて落札した後に FIP 認定事業として供給を開始した場合には、**【別添９】**及び供給開始したことを証明する書類（買取実績を記載した検針票等）に加えて、FIP 認定通知書の写しを推進機関に提出することで、供給開始した旨を申し出た場合第２次保証金を返還します。

２　保証金の没収

（１）第１次保証金の没収事由

推進機関は、以下の事由が生じた場合には、第１次保証金の全額を没収し、国庫に納付します。

	第1次保証金の没収事由	没収額
1	入札に参加することができる旨の通知をした者でない者による入札、入札参加資格の審査のための事業計画に虚偽の記載をした者による入札、その他の不正な入札が無効とされたこと	全額
2	入札参加者が入札したときから入札の結果が公表されるまでの間に入札参加資格に関する基準のいずれかに適合しなくなったこと	全額
3	当該入札参加者が落札したにもかかわらず、第2次保証金の提供期限までに第2次保証金の全額を提供していることが確認できなかったこと（入札における最後の順位の落札者（繰上げ落札者のうち最後の順位の者を含む。）が、入札した発電設備の出力のうち一部について落札がなかったものとされ、その結果により事業を中止した場合を除く。）	全額

（２）第１次保証金の没収通知及び説明請求について

- 推進機関は、第１次保証金を没収した場合又は没収扱いになると判断された場合には、直ちにその旨と理由を入札参加者に通知します。
- 第１次保証金を没収された者又は没収扱いになると判断された者は、当該理由について説明を求めることができます。請求する場合は、**【別添１０】**に必要項目を記入し、ＰＤＦ化した上で推進機関までＥメール（saiene_nyusatsu@occto.or.jp ）にて申し出てください。なお、請求期限は、没収の通知を行った日から起算して５

営業日以内（最終日付のＥメールまで有効）です。

- 推進機関は、上記の説明を求められたときは、原則として、没収の理由について説明を求めることができる最終日から起算して 5 営業日以内に、説明を求めた者に対し回答します。回答書はＥメールで送付します。
- 説明を求めた者が、入札実施指針上の「保証金の没収に関する事項」に規定する事由に該当しないと認められた場合においては通知を取消し、その旨を併せて回答します。入札実施指針上の「保証金の没収に関する事項」に規定する事由に該当することに変わりない場合には、以後、第１次保証金に関する説明請求や返還請求には応じませんので御注意ください。

（３） 第２次保証金の没収事由

推進機関は、以下の事由が生じた場合には、第２次保証金を以下のとおり没収し、国庫に納付します。

	第2次保証金の没収事由	没収額
1	当該落札に係る再生可能エネルギー発電事業を中止したこと	全額
2	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力を20%以上減少させたこと	全額
3	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力を増加させたこと	全額
4	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の設置の場所を変更したこと	全額
5	当該落札に係る再生可能エネルギー発電事業の実施に関する事項の内容を周知させるための措置が必要となる場合に、法第9条第2項第7号の規定に基づき当該措置を実施しなかったこと。	全額
6	当該落札に係る事業計画について認定申請までに関係許可等を取得しなかったこと	全額
7	当該落札に係る事業計画の認定取得期限までに認定を取得しなかったこと（当該落札に係る事業計画について、当該認定取得期限後に当該事業計画の提出期間が開始する最初の入札に再度参加し、当初の落札価格以下の価格で入札する場合を除く。）	全額
8	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力を減少（当該減少が当該発電設備の出力の20%未満である場合に限る。）させたこと	出力減少分相当額（※）
9	落札者が第1次保証金及び第2次保証金の提供に代えて推進機関に提出した保証書の効力が消滅するまでに、有効な別の保証書の提出がなかったこと(当該保証書の効力が消滅するまでに現金で当該保証金相当額を推進機関に納付した場合を除く。)	全額

10	落札者が入札に当たり談合等の不正行為を行ったこと。	全額
11	落札者たる法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ）が次のいずれかに該当すること。 ア　当該法人等が暴力団であること、又は当該法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、またはこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）であること イ　当該法人等の役員等が、自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていること ウ　当該法人の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していること エ　役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき	全額

※　第2次保証金の額　×　減少させた出力の値　÷　落札した出力の値

（４）　第２次保証金の没収通知及び説明請求について

- 推進機関は、第２次保証金を没収した場合又は没収扱いになると判断された場合には、直ちにその旨と理由を落札者（事業主体の変更が行われていた場合には変更後の認定事業者）に通知します。
- 第２次保証金を没収された者又は没収扱いになると判断された者は、当該理由について説明を求めることができます。請求する場合は、**【別添１１】**に必要項目を記入し、ＰＤＦ化した上で推進機関までＥメール（saiene_nyusatsu@occto.or.jp ）にて申し出てください。なお、請求期限は、没収の通知を行った日から起算して５営業日以内（最終日付のメールまで有効）です。推進機関は、上記の説明を求められたときは、原則として、没収の理由について説明を求めることができる最終日から起算して５営業日以内に、説明を求めた者に対し回答します。回答書はＥメールで送付します。
- 説明を求めた者が、入札実施指針上の「保証金の没収に関する事項」に規定する事由に該当しないと認められた場合においては、通知を取消し、その旨を併せて回答します。入札実施指針上の「保証金の没収に関する事項」に規定する事由に該当することに変わりない場合には、以後、第２次保証金に関する説明請求や返還請求には応じませんので御留意ください。

（５） 保証金の提供に代えて保証書を提出していた場合の没収事由発生時の取り扱い

① 没収される保証金相当額の支払い

保証金没収事由が発生した場合には、推進機関は入札参加者又は落札者に対して、没収される当該保証金相当額の支払いをＥメールで請求します。これと同時に、保証人宛（保証書提出時に使用する連絡票に記載の担当者宛）にも保証債務履行請求書を送付し、当該保証金相当額の推進機関への支払いを求めます。

支払いは、Ｅメール又は保証債務履行請求書に記載の期限までに下記口座まで原則振込による方法でお願いします。**振込に当たっては、振込依頼人名の前に入札ＩＤの番号を入力してください**。その他、推進機関からの指示に従って、振込をお願いします。振込手数料は振込依頼人の負担となりますので、あらかじめ御了承ください。振込以外の方法での支払いを希望する場合には、個別に御相談ください。なお、期限までに支払いがされない場合は、別途遅延損害金の支払いを請求しますので、御注意ください。

＜振込先＞

みずほ銀行　東京中央支店（店番：１１０）普通預金　口座番号３２１８５０７ デンリヨクコウイキテキウンエイスイシンキカン

② 保証書の返却

没収される保証金相当額について入札参加者、落札者又は保証人からの支払いが確認できれば、保証書は返却します。原則郵送で返却しますので、保証書の返却手続を行ってください。保証書の返却手続については、「第９章　保証金の返還及び没収」３を御覧ください。

（６） 認定取得期限までに認定を取得できない場合の第２次保証金の繰越し・充当

入札回ごとの認定取得期限までに認定が取得できなかった場合は、**落札者決定が取り消されます**。ただし、第２次保証金については、**当該落札に係る事業計画について**認定取得期限後に事業計画の提出期間が開始する最初の入札に再度参加し、当初の落札価格以下の価格で入札することを条件に、**１回に限り、第２次保証金を繰越し、認定取得期限後に事業計画の提出期間が開始する最初の入札の第１次保証金及び第２次保証金に充当することができます（保証金の現金納付に代えて保証書を提出している場合には、当該保証書を認定取得期限後に事業計画の提出期間が開始する最初の入札の第１次保証金及び第２次保証金に係る保証書として使用することができます）。**

第２次保証金の繰越し・充当を希望する場合は、【別添１２】に必要事項を記載の上、認定取得期限の翌日から起算して、２週間以内に**推進機関へ郵送にて申請してください**。（必着）

２０２６年6月１８日（木）

※注意事項

- 当初の落札に係る事業計画から発電設備の出力や発電設備の設置場所等特定の事

項を変更する場合、第２次保証金を繰越すことはできません。

- 第２次保証金を繰り越した場合、ＦＩＴ/ＦＩＰ電子申請システムで申請した当初の事業計画は「繰越し中」のステータスとなり、システム上で編集可能になります。
- 認定取得期限後に事業計画の提出期間が開始する最初の入札への参加に当たっては、ＦＩＴ/ＦＩＰ電子申請システムより認定申請した当初の事業計画について、必要に応じて変更可能な項目（システム上で変更可能とされている項目）を修正した上で、①ＦＩＴ/ＦＩＰ電子申請システムを通じた認定申請、②入札システムを通じた入札案件登録が必要です。

（７） 不可抗力事由による第２次保証金の没収免除

落札者は、上記（３）で定める第２次保証金の没収事由に該当する場合であっても、不可抗力事由があったときは、第２次保証金の没収の免除を受けることができます。

① 第２次保証金の没収免除の対象となる不可抗力事由の範囲

第２次保証金の没収免除の対象となる不可抗力事由は、下記に限定されます。

- ◆ **公共事業等による落札に係る再生可能エネルギー発電設備の設置場所の収用**
- ◆ **激甚災害の指定を受けた災害による直接の被害**
- ◆ **戦争等の武力行使による直接の損害**
- ◆ **接続に係る工事費負担金額の落札後の上振れ**

② 不可抗力事由の適用による第２次保証金没収の免除を受けるための要件

落札者が不可抗力事由を適用し、第２次保証金没収の免除を受けるには、上記①で定める不可抗力事由に該当した上で、下記の要件に合致する必要があります。また、下記の要件の内、１，２については、推進機関又は経済産業大臣が行う現地調査による確認を受ける必要があります。

	不可抗力事由の適用による第2次保証金没収の免除を受けるための要件
1	**落札に係る再生可能エネルギー発電設備の設置場所の収用が、当該落札に係る再生可能エネルギー発電事業につき、第2次保証金没収事由に該当せざるを得ない程度のものであること**
2	**激甚災害又は戦争等の武力行使により、落札に係る再生可能エネルギー発電事業を行う事業者の本社、当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備を運営する支社若しくは事務所又は当該発電設備若しくはその設置場所に、当該再生可能エネルギー発電事業について第2次保証金没収事由に該当せざるを得ない程度の直接かつ物理的な損害が生じていること**
3	**事業計画に、あらかじめ、接続に係る工事費負担金の予定額が記載されている場合であって、接続に係る工事費負担金の額が、落札後に、事業者の責めに帰することができない事由により、当該事業計画に記載された予定額よりも上回ったことを証する書類を提出すること**

③ 不可抗力事由の適用による第２次保証金没収の免除の可否

不可抗力事由の適用による第２次保証金没収の免除の可否については、それぞれの事由の性質を踏まえ、下記の表のとおりとします。

不可抗力事由 ＼ 第２次保証金没収事由	公共事業等による発電設備設置場所又は設置予定地の収用	激甚災害による直接の被災／武力行使による直接の被害			工事費負担金額の上振れ
		発電事業を行う事業者の本社	発電設備を運営する支社・事業所	発電設備又は発電設備設置予定地	
落札に係る発電事業の中止	●	●	●	●	●
発電設備の出力の２０％以上の減少	●	—	—	●	—
発電設備の出力の増加	—	—	—	—	—
発電設備の設置場所の変更	—	—	—	—	—
発電事業の実施に関する事項の内容を周知させるための措置が必要となる場合に、法第９条第２項第７号の規定に基づく当該措置を実施しない	—	—	—	—	—
認定申請までに関係許可等を取得しない	—	—	—	—	—
認定取得期限までに認定を取得せず、当該事業計画について認定取得期限後に事業計画の提出期間が開始する最初の入札において当初落札価格以下の価格で入札しない	●※	●※	●※	●※	—
発電設備の出力の２０％未満の減少	●	—	—	●	—
保証書の効力消滅	—	●	●	—	—
入札における不正行為の実施	—	—	—	—	—
落札者たる法人等が反社会勢力あるいはこれと関係がある	—	—	—	—	—

※認定取得期限～認定取得期限後に事業計画の提出期間が開始する最初の入札の札入れまでの間に事由が生じた場合に限る。

④　不可抗力事由による第２次保証金没収の免除を受けようとする場合

不可抗力事由を適用して第２次保証金没収の免除を受けるには、当該事由が発生次第速やかに、推進機関宛てに下記の書類により郵送にて申請する必要があります。なお、書類の提出後、現地調査を受ける必要がありますが、詳細は別途推進機関より御連絡します。

＜必要書類＞

〇不可抗力事由による第２次保証金没収の免除申請書【別添１３】

〇被災証明書（激甚災害による直接の被害があった場合）

〇接続契約に係る工事費負担金額について、事業計画に記載された予定額よりも上回ったことを証する書類（工事費負担金額の上振れがあった場合）

３　保証書の返却事由

入札保証金の現金納付に代えて金融機関が発行する保証書を提出していた場合、下記の事由に該当したものに限り、返却対象者へ保証書を返却します。保証書は原則郵送で返却しますので、保証書の返却依頼書【別添８】及び切手（一般書留料金分）を貼付した返送用封筒を推進機関へ郵送してください。依頼書に記載いただいた返送先へ送付しますので、十分御注意ください。

	保証書の返却事由	返却対象者
1	入札保証金の納付形式を変更し、入札参加者又は落札者が当該入札保証金相当額を現金で納付したこと	入札参加者又は落札者
2	運転開始前に推進機関に提出された保証書の効力が消滅するまでに、落札者が①有効な別の保証書の提出、又は②第2次保証金相当額の現金納付をしたこと	落札者
3	入札参加者が、落札者として決定した者又は第1次保証金没収事由に該当した者のいずれにも該当しないこと	入札参加者
4	認定取得後に再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給を開始したこと	落札者
5	第1次保証金没収事由又は第2次保証金没収事由に該当する事由が発生した場合に、入札参加者、落札者又は保証人が当該没収事由に係る保証金相当額を推進機関に支払ったこと	当該没収事由に係る保証金相当額を支払った者（入札参加者、落札者又は保証人）

第１０章　落札者決定の取消し

１　落札者決定の取消し事由

落札者が、次のいずれかに該当すると認められるときは、当該落札者に係る落札者決定を取り消します。

	落札者決定の取消し事由
1	落札に係る再生可能エネルギー発電事業を中止したこと
2	落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力を20%以上減少させたこと
3	落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力を増加させたこと
4	落札に係る再生可能エネルギー発電設備の設置の場所を変更したこと
5	当該落札に係る再生可能エネルギー発電事業の実施に関する事項の内容を周知させるための措置が必要となる場合に、法第9条第2項第7号の規定に基づき当該措置を実施しなかったこと。
6	落札に係る事業計画について認定申請までに関係許可等を取得しなかったこと
7	落札に係る事業計画の認定取得期限までに認定を取得しなかったこと
8	落札者が第2次保証金の全額を第2次保証金の提供期限までに提供しなかったこと
9	落札者が第1次保証金及び第2次保証金の提供に代えて推進機関に提出した保証書の効力が消滅するまでに、有効な別の保証書の提出がなかったこと(当該保証書の効力が消滅するまでに現金で当該保証金相当額を推進機関に納付した場合を除く。)
10	落札者が入札に当たり談合等の不正行為を行ったこと
11	落札者たる法人等が次のいずれかに該当すること。 ア　当該法人等が暴力団であること、又は当該法人等の役員等が暴力団員等であること イ　当該法人等の役員等が、自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていること ウ　当該法人の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していること エ　役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき
12	落札者が経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置を受けていること

２　落札者決定の取消し通知及び説明請求

- 推進機関は、上記１「落札者決定の取消し事由」の規定に基づき落札者決定を取り消した場合は、当該落札に係る認定事業者に対し、直ちにその旨を通知します。
- 落札者決定が取り消された者は、当該理由について説明を求めることができます。請求する場合は、**【別添１４】**に必要項目を記入し、ＰＤＦ化した上で推進機関までＥメール（saiene_nyusatsu@occto.or.jp）にて申し出てください。なお、請求期限は、落札者決定の取消しの通知を行った日から起算して５営業日以内（最終日付のメールまで有効）です。推進機関は、上記の説明を求められたときは、原則として、落札者決定を取り消した理由について説明を求めることができる最終日から起算して 5 営業日以内に、説明を求めた者に対し回答します。回答書はＥメールで送付します。
- 説明を求めた者が、「落札者決定の取消し事由」に規定する事由に該当しないと認められた場合においては、通知を取消し、その旨を併せて回答します。「落札者決定の取消し事由」に規定する事由に該当することに変わりない場合には、以後、落札者決定の取消しについての説明請求には応じませんので御留意ください。

【別添１】

様式第１（第４条の２（第４条）関係）

再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書
（再生可能エネルギー発電事業計画提出書）
（１０ｋＷ未満、１０ｋＷ以上５０ｋＷ未満の太陽光発電及び市場取引等による供給事業を除く）

年　　月　　日

経済産業大臣（広域的運営推進機関）　殿

申請者（提出者）　　住　所　（〒　　－　　）
（注１）

氏　名

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）
電話番号　（　　）　　－

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第９条第１項（第６条）の規定に基づき、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けたい（法第７条第２項の規定に基づく入札に参加したい）ので、次のとおり申請（提出）します。

再生可能エネルギー発電事業計画　　第１表による

申請事業計画使用燃料一覧　第２表による（バイオマス発電設備の場合）

担当経済産業局（注２）　＿＿＿

第１表　再生可能エネルギー発電事業計画

<table>
<tr><th colspan="6">事　業　計　画　内　容</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td colspan="2">事業者名（注３）</td><td colspan="4"></td><td>□地方税法第七十二条の四に規定する法人</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">課税事業者の該否（注４）</td><td colspan="2">□課税事業者に該当する
（消費税を申告・納付されている方）</td><td colspan="2">□インボイス発行事業者に該当する
（登録年月日）
年　月　日</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4">□課税事業者に該当しない
（消費税を申告・納付されていない方）</td></tr>
<tr><td colspan="2">法人番号／
インボイス発行事業者の登録番号（注５）</td><td colspan="4"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">法人の代表者氏名（注３）</td><td>役職</td><td colspan="4"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="6">法人の役員氏名（注６）</td><td>役職</td><td colspan="4"></td><td rowspan="6">□別紙あり</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>役職</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>役職</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">密接関係者（注７）</td><td colspan="4"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業者の住所（注３）</td><td colspan="4">（〒　－　）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">発電設備の区分（注８）</td><td colspan="4"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5"></td><td rowspan="4">既設設備の更新（注９）</td><td rowspan="4">□　有</td><td>既設設備ＩＤ</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>既設設備の出力（ｋＷ）</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>既設設備の名称</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>既設設備の設置場所</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">□　無</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">発電設備の出力（ｋＷ）（注１０）</td><td colspan="4"></td><td>□環境影響評価法に基づく環境影響評価の手続を実施中
□条例に基づく環境影響評価の手続を実施中</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>最大受電電力（ｋＷ）
（注１１）</td><td colspan="6">□　発電側託送供給料金の支払者</td><td></td></tr>
<tr><td>発電設備の名称</td><td colspan="6"></td><td></td></tr>
<tr><td>発電設備の設置場所
（注１２）</td><td colspan="6">（〒　　－　　）</td><td>□別紙あり</td></tr>
<tr><td>事業区域の面積（㎡）</td><td colspan="6"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">太陽光発電設備の設置形態</td><td rowspan="2">□屋根設置
（□既設の建物等
□建設中・予定の建物等）</td><td>建物の所有</td><td colspan="4">□　事業者が所有
□　事業者以外が所有
□　事業者が事業者以外と共有</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>建物の種類</td><td colspan="4">□　共同住宅
□　事務所、工場、店舗
□　学校、公共施設
□　その他（　　）</td></tr>
<tr><td>□地上設置
（□野立て
□営農型
□水上）</td><td>土地の所有</td><td colspan="4">□　事業者が所有
□　事業者以外が所有
□　事業者が事業者以外と共有</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">太陽電池に係る事項
（注１３）</td><td>製造事業者名</td><td colspan="5"></td><td></td></tr>
<tr><td>種類</td><td colspan="5"></td><td></td></tr>
<tr><td>変換効率</td><td colspan="5"></td><td>□除外事項該当性</td></tr>
<tr><td>型式番号</td><td colspan="5"></td><td>□別紙あり</td></tr>
<tr><td>枚数（枚）</td><td colspan="5"></td><td></td></tr>
<tr><td>合計出力
（ｋＷ）</td><td colspan="5"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">風車に係る事項
（注１４）</td><td>製造事業者名</td><td colspan="5"></td><td></td></tr>
<tr><td>型式番号</td><td colspan="5"></td><td>□別紙あり</td></tr>
<tr><td>配線方法（注１５）</td><td colspan="6"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">自家発電設備等の設置の有無
（注１６）</td><td rowspan="2">□　有</td><td rowspan="2">自家発電設備等の種類</td><td rowspan="2">□　蓄電池</td><td rowspan="2">蓄電池の位置</td><td>□　PCSより発電設備側</td><td>区分計量の可否</td><td>□可
□不可</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">□　PCSより系統側</td></tr>
</table>

			□　その他（　　）	
	□　無			
電気事業者への電気供給量の計測方法（注１７）				
系統接続に係る事項（注１８）	接続契約締結日		年　　月　　日	
	接続契約締結先			
	工事費負担金（円[税抜き]）			
更新に係る事項（注１９）	接続枠の継承（注２０）		□　有　□　無	
	電源線の継承		□　有　□　無	
事業実施工程（注２１）	設置工事開始予定日		年　　月　　日	
	系統連系予定日		年　　月　　日	
	運転開始予定日		年　　月　　日	□運転開始済み
	設備廃止予定日		年　　月　　日	
保守点検責任者	法人名（法人の場合）			
	責任者氏名			
	所属・役職（法人の場合）			
	電話番号			
	法人番号（法人の場合）			
保守点検及び維持管理計画（注２２）	別紙のとおり			
保守点検及び維持管理費用総額（円[税抜き]）（注２３）				
解体等に要する費用（注２４）	□外部積立て（法第１５条の１２から第１５条の１６までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。） □内部積立て（法第１５条の１７に基づき、内部積立金を積み立てる場合等をいう。以下同じ。）（詳細は、別添「内部積立てに係る事項」記載のとおり。）			□「内部積立てに係る事項」の添付あり
廃棄等費用（注２５）	総額（円[税抜き]）			
	算定方法			
	積立開始時期		年　　月	
	積立終了時期		年　　月	

	毎月積立金額（円[税抜き]）		
補助金の受給額（円） （注２６）			
選択する地域活用要件 （地域活用要件が求められる場合のみ記入） （（１）自家消費型・地域消費型の①～③又は（２）地域一体型の①～③の６つのうちいずれか１つを選択。）	（１）自家消費型・地域消費型		
	□	①当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも３０％について、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。	
	□	②当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給し、かつ、当該供給の相手方である小売電気事業者又は登録特定送配電事業者が、小売供給する電気量の５０％を当該発電設備が所在する都道府県内に供給するものであること。また、当該供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。	
	□	③当該発電設備において使用する熱については、当該発電設備を用いて得られた熱をもって充てる構造であること。かつ、当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも１０％について、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。	
	（２）地域一体型		
	□	①当該申請に係る発電事業を行おうとする者と当該発電設備が所在する地方公共団体との間で、災害その他非常の場合においても当該地方公共団体に所在する需要設備に対して当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気又は当該発電設備を用いて得らえる再生可能エネルギー熱を供給することが合意されているものであること。	
	□	②当該申請に係る発電事業を行おうとする者が、当該発電設備が所在する地方公共団体であること、又は、当該地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものの出資をしている一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社であること。	
	□	③当該発電設備が所在する地方公共団体が事業を実施又は当該地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものの出資をしている小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対して、当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー特定卸供給により供給すること。	
自家消費・地域消費等計画 （注２７）	当該発電設備における 発電電力量の見込み	ｋＷｈ/年	
	自家消費等の量の見込み	ｋＷｈ/年	
	自家消費等の用途		
	自家消費等の比率	％	
	特定供給の有無 （注２８）	□　有　□　無	

遵守事項（注２９）	事業計画策定ガイドライン、廃棄等費用積立ガイドライン並びに説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注３０）	□
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	□
	特段の理由がないのに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものでないこと。	□
	電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。	□
	運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。	□
	発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。【２０ｋW未満の太陽光発電設備を除く】（注３１）	□
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	□
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。（注３２）	□
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	□
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□
	認定申請時に建築物の工事が完了していない場合は、運転開始までに、検査済証の写し、建物の登記事項証明書及び工事計画（変更）届出書の写し（対象となる規模に限る。）を提出すること。また、運転開始までに、使用前自己確認結果届出書の写し（対象となる規模に限る。）及び太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備の場合のみ】	□
	発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】	□

	書類の種類	書類名	備考
添付書類	①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本のいずれか（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注３３）		
	②印鑑証明書（注３３）		
	③発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注３３）		
	④土地の取得を証する書類等（注３４）		
	⑤建物所有者の同意書（屋根設置の太陽光発電設備のみ）（注３５）		
	⑥検査済証の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３６）（注３７）		
	⑦建物の登記事項証明書（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３６）		
	⑧工事計画届出書又は使用前自己確認結果届出書の写し（屋根		

	設置太陽光発電設備のみ）（注３８）		
	⑨太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す図面及び写真（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３９）		
	⑩発電設備の内容を証する書類（注４０）		
	⑪構造図（注３１）（注３２）（注４１）		
	⑫配線図（単線結線図）（注４０）（注４２）		
	⑬接続の同意を証する書類の写し		
	⑭最大受電電力を証する書類（注４３）		
	⑮事業実施体制図（注４４）		
	⑯関係法令手続状況報告書（注４５）		
	⑰森林法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４５）		
	⑱宅地造成及び特定盛土等規制法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４５）		
	⑲砂防法の処分に係る状況を示す書類（処分が必要な場合）（注４５）		
	⑳地すべり等防止法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４５）		
	㉑急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４５）		
	㉒再エネ発電事業の実施場所の敷地境界線からの水平距離の範囲が確認できる地図等（注４６）		
	㉓周辺地域の住民の範囲について市町村に事前相談を行った際の書類及び当該市町村の意見に係る書類（注４６）		
	㉔説明会の開催案内又は事前周知措置を実施した際の配布書類又は回覧板、自治体		

	広報若しくは自治体広報誌へ掲載した書類（注４６）（注４７）		
	㉕説明会の開催案内を実施した周辺地域の住民の範囲が分かる書類（注４６）		
	㉖説明会における配布資料（注４６）		
	㉗説明会の出席者名簿又は事前周知措置を実施した対象の範囲が分かる書類（注４６）（注４７）		
	㉗説明会の議事録（注４６）		
	㉘説明会の開催後又は事前周知措置の実施後に受け付けた質問等及び当該質問に対する回答（注４６）（注４７）		
	㉙説明会概要報告書又は事前周知措置概要報告書（注４６）（注４７）		
	㉚再生可能エネルギー発電事業における燃料（原料）調達及び使用計画書（バイオマス発電設備のみ）（注４８）		
	㉛再生可能エネルギー発電事業における地熱資源等モニタリング計画書（地熱発電設備のみ）（注４９）		
	㉜補助金確定通知書（注５０）		
	㉝発電設備の所在する都道府県内に小売供給の５割を供給する小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対し、当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給することを証するもの、又は誓約するもの		
	㉞再生可能エネルギー電気特定卸供給の相手方である小売電気事業者又は登録特定送配電事業者の各都道府県内への供給状況を証するもの		
	㉟当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備が所在する地方公共団体内に、		

	災害その他の非常の場合を含む電気又は熱の一部を供給することを当該地方公共団体と協議し、その同意を得たことを証するもの		
	㊱地方公共団体の出資を証するもの		
	㊲その他１		
	㊳その他２		
	㊴その他３（注５１）		

第２表 申請事業計画使用燃料一覧（バイオマス発電設備の場合に記載）

燃料区分（注５２）	燃料名（注５３）	バイオマス比率（%）（注５４）	バイオマス比率考慮後出力（ｋW）（注５５）	備考
A				
	計			
B				
	計			
C				
	計			
D				
	計			
E				
	計			
G				
	計			
バイオマス合計				
F				
	非バイオマス計			

ライフサイクルＧＨＧ算定値（注５６）	g-CO2eq/MJ-電力 （　燃料名　：　　）
ライフサイクルＧＨＧ燃料輸送距離（注５７）	km （　燃料名　：　　）

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。

（注２）　申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
　Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、
　Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、
　Ｉ：内閣府沖縄総合事務局

（注３）　申請者（提出者）と同じ場合は、「申請者（提出者）と同じ」と記載することでも良い。

（注４）　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある事業者であって、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない場合には、「課税事業者に該当する」の方にチェックをすること。その上で、「課税事業者に該当する」場合には、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）としての登録を受けた事業者に該当することを確認の上、チェックをすること。

（注５）　法人番号がある場合には法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）である場合にはその登録番号を記載すること。その際、法人番号については、国税庁から指定・通知される１３桁の法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録番号については、「Ｔ」（ローマ字）を除いた１３桁の数字を記載すること。

（注６）　再生可能エネルギー発電事業に係る業務を執行する社員（会社法第５９１条に規定する「業務を執行する社員」のことであり、いわゆる従業員とは異なる。）、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し当該業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。該当する者がいない場合は「なし」と記載すること。なお、項目欄が不足する場合、項目欄分は申請書に記載した上で、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。

（注７）　事業実施体制図の記載事項に含めて提出すること。

（注８）　発電設備の区分は次の表に掲げる記号にて記載すること。

記号	発電設備	出力
A	太陽光発電設備	50kW以上250kW未満
	太陽光発電設備	250kW以上
６，８	屋根設置太陽光発電設備	10kW以上
D	風力発電設備（陸上風力）	50kW未満
	風力発電設備（陸上風力）	50kW以上
	風力発電設備（陸上風力リプレース）	－
U	風力発電設備（着床式洋上風力）	－
2	風力発電設備（浮体式洋上風力）	－
K	地熱発電設備	15,000kW未満
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW未満
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW未満
L	地熱発電設備	15,000kW以上
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW以上
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW以上
E	水力発電設備	200kW未満
V	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW未満
I	水力発電設備	200kW以上1,000kW未満
X	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW以上1,000kW未満
J	水力発電設備	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備	5,000kW以上30,000kW未満
Y	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	5,000kW以上30,000kW未満
M	バイオマス発電設備（メタン発酵ガス化発電（バイオマス由来））	－
1	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW未満
N	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW以上

3	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料）	10,000kW未満
4	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料）	10,000kW以上
5	バイオマス発電設備（農産物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料）	－
Q	バイオマス発電設備（建設資材廃棄物）	－
R	バイオマス発電設備（一般廃棄物その他バイオマス）	－

なお、複数の発電設備を設置する場合は、それぞれの発電設備からの電気の供給量が個別に計測できる場合は、それぞれ個別に認定申請することとし、個別に計測できない場合は、申請時点において調達価格の一番安い価格区分の記号を記載すること。また、複数のバイオマス燃料を使用する場合は、最も使用量（発熱量）の多い燃料を使用するバイオマス区分記号を記載すること。

（注９）　風力発電設備（洋上風力発電設備を除く。）、地熱発電設備又は水力発電設備について、既設設備を更新し、更新後の発電設備（以下「リプレース発電設備」という。）について認定申請を行う場合は「有」、新設設備について認定申請を行う場合は「無」のボックスにチェックを付すこと。また、既に法第９条第４項の認定を受けている発電設備又はＲＰＳ設備（法附則第４条の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される法附則第３条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第９条第１項の規定により認定を受けた新エネルギー等を電気に変換する設備をいう。）を更新するリプレース発電設備について認定申請する場合には、既設設備（更新前の発電設備）の設備ＩＤを記載すること。上記以外の発電設備に関しては発電設備の名称を記載すること。

（注１０）発電設備の出力は、当該申請（提出）に係る発電設備の定格発電出力を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、出力が１０ｋW未満となる場合は様式第２、１０ｋW以上５０ｋW未満となる場合は様式第１の２により申請すること。

（注１１）発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備上利用できる電力の最大値を記載すること。

（注１２）全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。

（注１３）太陽光発電設備についてのみ記載し、太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」を記載すること。

太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。

Ａ１：単結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ａ２：多結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ｂ：薄膜半導体を用いた太陽電池
Ｃ：化合物半導体を用いた太陽電池

変換効率は実効変換効率を記載すること。太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。

太陽電池の合計出力は小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。

（注１４）一基当たりの出力が２０ｋW未満の風力発電設備を使用する場合に記載すること。風車の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」及び「型式番号」を記載すること。

（注１５）配線方法は、次の記号にて記載すること。

太陽光発電設備の場合

Ｚ：全量配線
Ｙ：余剰配線

太陽光発電設備以外の場合

Ａ：１の需要場所に１引込の配線とする。
Ｂ：１の需要場所を２つの需要場所に分割し、需要場所ごとに１引込の配線とする。
Ｃ：電気事業法施行規則第３条第３項の規定により、１の需要場所に複数の引込の配線とする。

（注１６）自家発電設備等の設置の有無を記載すること。蓄電池を設置する場合は、蓄電池の位置及び区分計量の可否も該当するボックスにチェックを付すこと。

（注１７）電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する方法を記載すること。なお、複数の電力量計を用いる場合など特殊な計量方法である場合は、計量方法が具体的に分かる書類を添付すること。

（注１８）当該申請（提出）に係る発電設備についての接続の同意を証する書類のとおりに正確に記載すること。

（注１９）風力発電設備（洋上風力発電設備を除く。）又は地熱発電設備であって、リプレース発電設備であるものは、「接続枠の継承」及び「電源線の継承」の項目におけるボックスのうち該当する方にチェックを付すこと。

（注２０）接続枠とは、電力系統において確保されている送電に係る容量のことをいう。

（注２１）運転開始済みの場合、備考欄の「運転開始済み」のボックスにチェックを付して、運転開始予定日の欄に運転開始年月日を記載すること。

（注２２）保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施スケジュール等）について、別紙として作成し、添付す

ること。
（注２３）調達期間において必要となる保守点検及び維持管理費用の見込みについて記載すること。
（注２４）太陽光発電設備の場合は、外部積立てか内部積立てかを選択し、内部積立てによる積立てを行うことを希望する場合は「内部積立てに係る事項」を添付すること。なお、内部積立てを選択した場合でも、内部積立ての要件を満たさない場合には、外部積立てを行うものとして認定される。
（注２５）風力発電設備、水力発電設備、地熱発電設備又は、バイオマス発電設備の場合は、事業が終了した時点で必要となる、解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理にかかる費用について記載すること。
（注２６）発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けている場合は、補助金額確定通知書に記載されている受給額を記載すること。
（注２７）発電設備の設置場所を含む一の需要場所における自家消費や特定供給を自家消費等という。
（注２８）特定供給とは、電気事業法第２７条の３３第１項に基づく許可を受けた者による当該許可に係る電気の供給をいう。
（注２９）右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。
（注３０）事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
（注３１）標識の掲示場所を構造図内で指し示すこと。
（注３２）当該申請（提出）に係る発電設備の周囲に柵塀がある又は設ける場合には、構造図内で指し示すこと。
（注３３）公的機関の発行する書類については、申請（提出）日より３ヶ月前から当該申請（提出）日までの間に発行された原本に限る。
（注３４）登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。
（注３５）建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。
（注３６）申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。
（注３７）検査済証を保有していない者は、完了検査の日付、検査済証の交付者、番号及び交付年月日が記載された処分等の概要書又は台帳記載事項証明の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。また、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和３年農林水産省・国土交通省令第６号）第１条第１号に規定するＡ構造畜舎等として畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和３年法律第３４号）第３条第３項又は第４条第１項の認定を受けたものの屋根に設置する太陽光発電設備については、同法に基づく畜舎等利用計画の認定に係る通知書及び申請書（副本）の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。
（注３８）工事計画届出書の写しは、申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。使用前自己確認結果届出書の写しは、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
（注３９）写真については、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
（注４０）発電設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類、図面又はそれに準じる書類（発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は番号を証する書類等）を添付すること。海外製品については、製造国が確認できる内容であること。太陽電池に関する仕様書は添付不要。
（注４１）当該申請（提出）に係る発電設備から産出された熱を利用する場合は、熱を供給する導管等を構造図内で指し示すこと。また、熱の量を計量する熱量計をフロー図内で指し示し、計量法に基づく温度計であることを示すこと。
（注４２）電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する電力量計を配線図内で指し示し、計量法に基づく特定計量器であることを示すこと。
（注４３）接続の同意を証する書類等、一般送配電事業者との契約に基づく最大受電電力が明確に分かる書類を添付すること。
（注４４）当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施のための事業体制（保守点検会社等の事業実施関連会社や、申請者（提出者）が法人である場合には密接関係者）を明らかにする書類を添付すること。
（注４５）当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために必要な関係法令の手続状況が分かる書類を添付すること。第４条の２第２項第７号の２に掲げる森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律における許可等の処分（宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第８条第１項本文の許可を含む。）が必要な場合にあっては、当該許可等の処分を受けていることを示す書類をそれぞれ添付すること。
（注４６）説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催した場合に添付すること。
（注４７）事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、事前周知措置を実施した場合に添付すること。
（注４８）バイオマス発電に用いる燃料（メタン発酵ガス化発電の場合は原料）の種類や量、調達先等の調達計画及び当該燃料の使用計画を明らかにする書類を添付すること。
（注４９）地熱発電に用いる源泉等について継続的にモニタリング等を実施するなど、継続的かつ安定的に地熱発電を行うために必要な措置を講ずる計画になっていることが分かる書類を添付すること。
（注５０）発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けている場合は、補助金額確定通知書を添付すること。

（注５１）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。
（注５２）燃料区分名は次の記号のとおり。
Ａ：メタン発酵ガス
Ｂ：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）
Ｃ：一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）
Ｄ：建設資材廃棄物
Ｅ：一般廃棄物その他バイオマス
Ｆ：その他（助燃剤等）
Ｇ：バイオマス液体燃料
（注５３）燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。Ａ：メタン発酵ガスについては、メタン発酵ガスの原料名も記載すること。
（注５４）バイオマス比率は小数第３位（小数第４位を四捨五入）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の比率を除いた合計を記載すること。
（注５５）バイオマス比率考慮後出力は発電設備の出力に燃料区分ごとのバイオマス比率を乗じて算出した出力を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の出力を除いた合計を記載すること。
（注５６）各燃料のうちライフサイクルGHG排出量が最大のものについてその値を記載すること。バイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の計算方法は、「FIT/FIP制度におけるライフサイクルGHG計算方法」を参照すること。また、ライフサイクルGHGの既定値については、「FIT/FIP制度におけるバイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の既定値について」を参照すること。
（注５７）メタン発酵ガス、建設資材廃棄物、一般廃棄物その他バイオマスについては、輸送距離が最長のものについて、その値を記載すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。

様式第２の２（第４条の２（第４条）関係）

再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書
（再生可能エネルギー発電事業計画提出書）
（市場取引等により供給する事業を行う場合に限る）

年　　月　　日

経済産業大臣（広域的運営推進機関）　殿

申請者（提出者）　　住　所　（〒　　－　　）
（注１）

氏　名

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号　（　　）　　－

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第９条第１項（第６条）の規定に基づき、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けたい（法第７条第２項の規定に基づく入札に参加したい）ので、次のとおり申請（提出）します。

再生可能エネルギー発電事業計画　　第１表による

申請事業計画使用燃料一覧　第２表による（バイオマス発電設備の場合）

担当経済産業局（注２）　＿＿＿

第１表　再生可能エネルギー発電事業計画

<table>
<tr><th colspan="5">事　業　計　画　内　容</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td colspan="2">事業者名（注３）</td><td colspan="3"></td><td>□地方税法第七十二条の四に規定する法人</td></tr>
<tr><td colspan="2">法人番号（注４）</td><td colspan="3"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">法人の代表者氏名（注３）</td><td>役職</td><td colspan="3"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">法人の役員氏名（注５）</td><td>役職</td><td colspan="3"></td><td rowspan="6">□別紙あり</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>役職</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>役職</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">密接関係者（注６）</td><td colspan="3"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業者の住所（注３）</td><td colspan="3">（〒　　－　　）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">発電設備の区分（注７）</td><td colspan="3"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5">既設設備の更新（注８）</td><td rowspan="4">□　有</td><td>既設設備ＩＤ</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>既設設備の出力（ｋＷ）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>既設設備の名称</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>既設設備の設置場所</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">□　無</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">発電設備の出力（ｋＷ）（注９）</td><td colspan="3"></td><td>□環境影響評価法に基づく環境影響評価の手続を実施中
□条例に基づく環境影響評価の手続を実施中</td></tr>
<tr><td colspan="2">最大受電電力（ｋＷ）（注１０）</td><td colspan="3">□　発電側託送供給料金の支払者</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">パワーコンディショナーの自立運転機能の有無</td><td colspan="3">□　有　（　　ｋＷ）（自立運転機能　　ｋＷ）</td><td rowspan="2">１０ｋＷ以上５０ｋＷ未満の太陽光発電設備の場合又</td></tr>
<tr><td colspan="3">□　無</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">給電用コンセントの有無</td><td colspan="3">□　有</td><td rowspan="2">は第一種複数太陽光発電設備設置事業を営む場合は記載すること</td></tr>
<tr><td colspan="3">□　無</td></tr>
<tr><td>発電設備の名称</td><td colspan="3"></td><td></td></tr>
<tr><td>発電設備の設置場所
（注１１）</td><td colspan="3">（〒　　－　　）</td><td>□別紙あり</td></tr>
<tr><td>事業区域の面積（㎡）</td><td colspan="3"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">複数太陽光発電設備設置事業の該当性（注１２）</td><td>□　該当する</td><td colspan="2">□　第一種複数太陽光発電設備設置事業
□　第二種複数太陽光発電設備設置事業</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">□　該当しない</td></tr>
<tr><td rowspan="3">太陽光発電設備の設置形態</td><td rowspan="2">□ 屋根設置
（□既設の建物等
□建設中・予定の建物等）</td><td>建物の所有</td><td>□　事業者が所有
□　事業者以外が所有
□　事業者が事業者以外と共有</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>建物の種類</td><td>□　一戸建ての住宅
□　共同住宅
□　事務所、工場、店舗
□　学校、公共施設
□　その他（　　）</td></tr>
<tr><td>□ 地上設置
（□ 野立て
□ 営農型
□ 水上）</td><td>土地の所有</td><td>□　事業者が所有
□　事業者以外が所有
□　事業者が事業者以外と共有</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">太陽電池に係る事項
（注１３）</td><td>製造事業者名</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>種類</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>変換効率</td><td colspan="2"></td><td>□除外事項該当性</td></tr>
<tr><td>型式番号</td><td colspan="2"></td><td>□別紙あり</td></tr>
<tr><td>枚数（枚）</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>合計出力（ｋＷ）</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">風車に係る事項
（注１４）</td><td>製造事業者名</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>型式番号</td><td colspan="2"></td><td>□別紙あり</td></tr>
<tr><td>配線方法（注１５）</td><td colspan="3"></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="4">自家発電設備等の設置の有無（注１６）</td><td rowspan="3">□　有</td><td rowspan="3">自家発電設備等の種類</td><td rowspan="2">□　蓄電池</td><td rowspan="2">蓄電池の位置</td><td>□PCSより発電設備側</td><td>区分計量の可否</td><td>□可
□不可</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>□PCSより系統側</td><td>系統からの充電</td><td>□有
□無</td></tr>
<tr><td colspan="5">□　その他（　　）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="7">□　無</td><td></td></tr>
<tr><td>電気事業者への電気供給量の計測方法（注１７）</td><td colspan="6"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">系統接続に係る事項（注１８）</td><td colspan="2">契約締結日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">契約締結先</td><td colspan="4"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">工事費負担金（円[税抜き]）</td><td colspan="4"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">更新に係る事項（注１９）</td><td colspan="2">接続枠の継承（注２０）</td><td colspan="4">□　有　□　無</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">電源線の継承</td><td colspan="4">□　有　□　無</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">事業実施工程（注２１）</td><td colspan="2">設置工事開始予定日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">系統連系予定日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">運転開始予定日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td><td>□運転開始済み</td></tr>
<tr><td colspan="2">設備廃止予定日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">保守点検責任者</td><td colspan="2">法人名（法人の場合）</td><td colspan="4"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">責任者氏名</td><td colspan="4"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">所属・役職（法人の場合）</td><td colspan="4"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">電話番号</td><td colspan="4"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">法人番号（法人の場合）</td><td colspan="4"></td><td></td></tr>
<tr><td>保守点検及び維持管理計画（注２２）</td><td colspan="6">別紙のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td>保守点検及び維持管理費用総額（円[税抜き]）（注２３）</td><td colspan="6"></td><td></td></tr>
</table>

解体等に要する費用（注２４）	□外部積立て（法第１５条の１２から第１５条の１６までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。） □内部積立て（法第１５条の１７に基づき、内部積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。）（詳細は、別添「内部積立てに係る事項」記載のとおり。）		□「内部積立てに係る事項」の添付あり
廃棄等費用（注２５）	総額（円[税抜き]）		
	算定方法		
	積立開始時期	年　　月	
	積立終了時期	年　　月	
	毎月積立金額（円[税抜き]）		
補助金の受給額（円）（注２６）			
需給管理の方法			
電気の取引方法			
セキュリティ管理責任者	移行前設備ＩＤ		
	セキュリティ管理責任者	法人名（法人の場合）	
		責任者氏名	
		所属・役職（法人の場合）	
		電話番号	
		法人番号（法人の場合）	
供給エリア（注２７）			

遵守事項（注２８）	事業計画策定ガイドライン、廃棄等費用積立ガイドライン及び説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注２９）	□
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	□
	特段の理由がないのに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものでないこと。	□
	電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。	□
	運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された交付期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。	□
	発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。（注３０）	□
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	□

	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。（注３１）	□
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。（太陽光発電設備及び風力発電設備については原則、出力規模の大きい特別高圧連系等は専用回線、出力規模が小さい高圧以下連系はインターネット回線を活用したシステムを構築すること。）	□
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□
	認定申請時に建築物の工事が完了していない場合は、運転開始までに、検査済証の写し、建物の登記事項証明書及び工事計画（変更）届出書（対象となる規模に限る。）の写しを提出すること。また、運転開始までに、使用前自己確認結果届出書の写し（対象となる規模に限る。）及び太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備の場合のみ】	□
	発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】	□

	書類の種類	書類名	備考
添付書類	①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本のいずれか（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注３２）		
	②印鑑証明書（注３２）		
	③発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注３２）		
	④土地の取得を証する書類等（注３３）		
	⑤建物所有者の同意書（屋根設置の太陽光発電設備のみ）（注３４）		
	⑥検査済証の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３５）（注３６）		
	⑦建物の登記事項証明書（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３５）		
	⑧工事計画届出書又は使用前自己確認結果届出書の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３７）		
	⑨太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す図面及び写真（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３８）		
	⑩発電設備の内容を証する書類（注３９）		

	⑪構造図（注３０）（注３１）（注４０）		
	⑫配線図（注４１）		
	⑬接続の同意を証する書類の写し		
	⑭最大受電電力を証する書類（注４２）		
	⑮事業実施体制図（注４３）		
	⑯関係法令手続状況報告書（注４４）		
	⑰森林法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４４）		
	⑱宅地造成及び特定盛土等規制法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４４）		
	⑲砂防法の処分に係る状況を示す書類（処分が必要な場合）（注４４）		
	⑳地すべり等防止法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４４）		
	㉑急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４４）		
	㉒再エネ発電事業の実施場所の敷地境界線からの水平距離の範囲が確認できる地図等（注４５）		
	㉓周辺地域の住民の範囲について市町村に事前相談を行った際の書類及び当該市町村の意見に係る書類（注４５）		
	㉔説明会の開催案内又は事前周知措置を実施した際の配布書類又は回覧板、自治体広報若しくは自治体広報誌へ掲載した書類（注４５）（注４６）		
	㉕説明会の開催案内を実施した周辺地域の住民の範囲が分かる書類（注４５）		

	㉖説明会における配布資料（注４５）		
	㉗説明会の出席者名簿又は事前周知措置を実施した対象の範囲が分かる書類（注４５）（注４６）		
	㉘説明会の議事録（注４５）		
	㉙説明会の開催後又は事前周知措置の実施後に受け付けた質問等及び当該質問に対する回答（注４５）（注４６）		
	㉚説明会概要報告書又は事前周知措置概要報告書（注４５）（注４６）		
	㉛再生可能エネルギー発電事業における燃料(原料)調達及び使用計画書（バイオマス発電設備のみ)（注４７）		
	㉜再生可能エネルギー発電事業における地熱資源等モニタリング計画書（地熱発電設備のみ)（注４８）		
	㉝補助金確定通知書（注４９）		
	㉞発電量調整供給契約申込書の写し（特定契約により供給する事業からの移行のみ)		
	㉟市場取引等により供給する方法を証する書類（特定契約により供給する事業からの移行のみ)		
	㊱自ら又は直接の取引先が電気事業法上の事業者であることを証する書類（１０ｋＷ以上５０ｋＷ未満の太陽光発電設備の場合又は第一種複数太陽光発電設備設置事業を営む場合のみ)		
	㊲その他１		
	㊳その他２		
	㊴その他３（注５０）		

第２表 申請事業計画使用燃料一覧（バイオマス発電設備の場合に記載）

燃料区分（注５１）	燃料名（注５２）	バイオマス比率（%）（注５３）	バイオマス比率考慮後出力（ｋＷ）（注５４）	備考
A				
	計			
B				
	計			
C				
	計			
D				
	計			
E				
	計			
G				
	計			
バイオマス合計				
F				
	非バイオマス合計			
ライフサイクルGHG算定値（注５５）	g-CO2eq/MJ-電力 （ 燃料名 ： ）			
ライフサイクルＧＨＧ燃料輸送距離（注５６）	km （ 燃料名 ： ）			

（注１） 法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。

（注２） 申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、
Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、
Ｉ：内閣府沖縄総合事務局

（注３） 申請者（提出者）と同じ場合は、「申請者（提出者）と同じ」と記載することでも良い。

（注４） 法人番号がある場合のみ記載すること。その際、国税庁から指定・通知される１３桁の法人番号を記載すること。

（注５） 再生可能エネルギー発電事業に係る業務を執行する社員（会社法第５９１条に規定する「業務を執行す

る社員」のことであり、いわゆる従業員とは異なる。）、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し当該業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。該当する者がいない場合は「なし」と記載すること。なお、項目欄が不足する場合、項目欄分は申請書に記載した上で、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。

（注６）　事業実施体制図の記載事項に含めて提出すること。

（注７）　発電設備の区分は次の表に掲げる記号にて記載すること。

記号	発電設備	出力
A	太陽光発電設備	10kW以上50kW未満
	太陽光発電設備	50kW以上250kW未満
	太陽光発電設備	250kW以上
６，８	屋根設置太陽光発電設備	10kW以上
D	風力発電設備（陸上風力）	50kW未満
	風力発電設備（陸上風力）	50kW以上
	風力発電設備（陸上風力リプレース）	－
U	風力発電設備（着床式洋上風力）	－
2	風力発電設備（浮体式洋上風力）	－
K	地熱発電設備	15,000kW未満
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW未満
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW未満
L	地熱発電設備	15,000kW以上
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW以上
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW以上
E	水力発電設備	200kW未満
V	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW未満
I	水力発電設備	200kW以上1,000kW未満
X	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW以上1,000kW未満
J	水力発電設備	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備	5,000kW以上30,000kW未満
Y	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	5,000kW以上30,000kW未満
M	バイオマス発電設備（メタン発酵ガス化発電（バイオマス由来））	－
1	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW未満
N	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW以上
3	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料）	10,000kW未満
4	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料）	10,000kW以上
5	バイオマス発電設備（農産物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料）	－
Q	バイオマス発電設備（建設資材廃棄物）	－
R	バイオマス発電設備（一般廃棄物その他バイオマス）	－

なお、複数の発電設備を設置する場合は、それぞれの発電設備からの電気の供給量が個別に計測できる場合は、それぞれ個別に認定申請することとし、個別に計測できない場合は、申請時点において基準価格の一番安い価格区分の記号を記載すること。また、複数のバイオマス燃料を使用する場合は、最も使用量（発熱量）の多い燃料を使用するバイオマス区分記号を記載すること。

（注８）　風力発電設備（洋上風力発電設備を除く。）、水力発電設備又は地熱発電設備について、既設設備を更新し、更新後の発電設備（以下「リプレース発電設備」という。）について認定申請を行う場合は「有」、新設設備について認定申請を行う場合は「無」のボックスにチェックを付すこと。また、既に法第９条第４項の認定を受けている発電設備又はＲＰＳ設備（法附則第４条の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される法附則第３条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第９条第１項の規定により認定を受けた新エネルギー等を電気に変換する設備をいう。）を更新するリプレース発電設備について認定申請する場合には、既設設備（更新前の発電設備）の設備ＩＤを記載すること。上記以外の発電設備に関しては発電設備の名称を記載すること。

（注９）　発電設備の出力は、当該申請（提出）に係る発電設備の定格発電出力を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。

（注１０）発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備上利用できる電力の最大値を記載すること。

（注１１）全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。
（注１２）第一種複数太陽光発電設備設置事業は、その出力が１０ｋW未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が１０ｋW以上５０ｋW未満となる場合をいう。第二種複数太陽光発電設備設置事業は、その出力が１０ｋW未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が５０ｋW以上となる場合をいう。
（注１３）太陽光発電設備についてのみ記載し、太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」を記載すること。
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
Ａ１：単結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ａ２：多結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ｂ：薄膜半導体を用いた太陽電池
Ｃ：化合物半導体を用いた太陽電池
変換効率は実効変換効率を記載すること。太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。
太陽電池の合計出力は小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。
（注１４）一基当たりの出力が２０ｋW未満の風力発電設備を使用する場合に記載すること。風車の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」及び「型式番号」を記載すること。
（注１５）配線方法は、次の記号にて記載すること。
太陽光発電設備の場合
Ｚ：全量配線
Ｙ：余剰配線
太陽光発電設備以外の場合
Ａ：１の需要場所に１引込の配線とする。
Ｂ：１の需要場所を２つの需要場所に分割し、需要場所ごとに１引込の配線とする。
Ｃ：電気事業法施行規則第３条第３項の規定により、１の需要場所に複数の引込の配線とする。
（注１６）自家発電設備等の設置の有無を記載すること。蓄電池を設置する場合は、蓄電池の位置及び区分計量の可否、系統からの充電の有無も該当するボックスにチェックを付すこと。
（注１７）電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する方法を記載すること。なお、複数の電力量計を用いる場合など特殊な計量方法である場合は、計量方法が具体的に分かる書類を添付すること。
（注１８）当該申請（提出）に係る発電設備についての接続の同意を証する書類のとおりに正確に記載すること。
（注１９）風力発電設備（洋上風力発電設備を除く。）又は地熱発電設備であって、リプレース発電設備であるものは、「接続枠の継承」及び「電源線の継承」の項目におけるボックスのうち該当する方にチェックを付すこと。
（注２０）接続枠とは、電力系統において確保されている送電に係る容量のことをいう。
（注２１）運転開始済みの場合、備考欄の「運転開始済み」のボックスにチェックを付して、運転開始予定日の欄に運転開始年月日を記載すること。
（注２２）保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施スケジュール等）について、別紙として作成し、添付すること。
（注２３）交付期間において必要となる保守点検及び維持管理費用の見込みについて記載すること。
（注２４）太陽光発電設備の場合は、外部積立てか内部積立てかを選択し、内部積立てによる積立てを行うことを希望する場合は「内部積立てに係る事項」を添付すること。なお、内部積立てを選択した場合でも、内部積立ての要件を満たさない場合には、外部積立てとして認定される。
（注２５）風力発電設備、水力発電設備、地熱発電設備又はバイオマス発電設備の場合は、事業が終了した時点で必要となる、解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理にかかる費用について記載すること。
（注２６）発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けている場合は、補助金額確定通知書に記載されている受給額を記載すること。
（注２７）供給エリアは、北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州、沖縄から選択すること。
（注２８）右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。
（注２９）事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
（注３０）標識の掲示場所を構造図内で指し示すこと。
（注３１）当該申請（提出）に係る発電設備の周囲に柵塀がある又は設ける場合には、構造図内で指し示すこと。
（注３２）公的機関の発行する書類については、申請（提出）日より３ヶ月前から当該申請（提出）日までの間に発行された原本に限る。
（注３３）登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。
（注３４）建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。
（注３５）申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。

（注３６）検査済証を保有していない者は、完了検査の日付、検査済証の交付者、番号及び交付年月日が記載された処分等の概要書又は台帳記載事項証明の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。また、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和３年農林水産省・国土交通省令第６号）第１条第１号に規定するＡ構造畜舎等として畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和３年法律第34号）第３条第３項又は第４条第１項の認定を受けたものの屋根に設置する太陽光発電設備については、同法に基づく畜舎等利用計画の認定に係る通知書及び申請書（副本）の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。
（注３７）工事計画届出書の写しは、申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。使用前自己確認結果届出書の写しは、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
（注３８）写真については、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
（注３９）発電設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類、図面又はそれに準じる書類（発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は番号を証する書類等）を添付すること。海外製品については、製造国が確認できる内容であること。太陽電池に関する仕様書は添付不要。
（注４０）PCSより系統側に蓄電池を設置し、当該蓄電池に系統からの充電を行う場合にあっては、再生可能エネルギー発電設備の設置場所を含む一の需要場所に需要設備が設置されていないこと（当該再生可能エネルギー発電設備の運転に不可欠なものであって、当該需要設備において使用する電気の量が微量である場合を除く。）が分かる書類を提出すること。
（注４１）電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する電力量計を配線図内で指し示し、計量法に基づく特定計量器であることを示すこと。PCSより系統側に蓄電池を設置し、当該蓄電池に系統からの充電を行う場合にあっては、蓄電池から放電された電気の量のうち再生可能エネルギー源を電気に変換する設備に由来するものとそれ以外のものとを区分するために必要な電気の量を計量でき、かつ、当該蓄電池から市場取引等により供給する電気の量を計量できるように電力量計が設置されていることが分かるものを提出すること。
（注４２）接続の同意を証する書類等、一般送配電事業者との契約に基づく最大受電電力が明確に分かる書類を添付すること。
（注４３）当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施のための事業体制（保守点検会社等の事業実施関連会社や、申請者（提出者）が法人である場合には密接関係者）を明らかにする書類を添付すること。
（注４４）当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために必要な関係法令の手続状況が分かる書類を添付すること。第４条の２第２項第７号の２に掲げる森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律における許可等の処分（宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第８条第１項本文の許可を含む。）が必要な場合にあっては、当該許可等の処分を受けていることを示す書類をそれぞれ添付すること。
（注４５）説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催した場合に添付すること。
（注４６）事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、事前周知措置を実施した場合に添付すること。
（注４７）バイオマス発電に用いる燃料（メタン発酵ガス化発電の場合は原料）の種類や量、調達先等の調達計画及び当該燃料の使用計画を明らかにする書類を添付すること。
（注４８）地熱発電に用いる源泉等について継続的にモニタリング等を実施するなど、継続的かつ安定的に地熱発電を行うために必要な措置を講ずる計画になっていることが分かる書類を添付すること。
（注４９）発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けている場合は、補助金額確定通知書を添付すること。
（注５０）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。
（注５１）燃料区分名は次の記号のとおり。
Ａ：メタン発酵ガス
Ｂ：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）
Ｃ：一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）
Ｄ：建設資材廃棄物
Ｅ：一般廃棄物その他バイオマス
Ｆ：その他（助燃剤等）
Ｇ：バイオマス液体燃料
（注５２）燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。Ａ：メタン発酵ガスについては、メタン発酵ガスの原料名も記載すること。
（注５３）バイオマス比率は小数第３位（小数第４位を四捨五入）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の比率を除いた合計を記載すること。
（注５４）バイオマス比率考慮後出力は発電設備の出力に燃料区分ごとのバイオマス比率を乗じて算出した出力を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の出力を除いた合計を記載すること。
（注５５）各燃料のうちライフサイクルGHG排出量が最大のものについてその値を記載すること。バイオマス燃料の

ライフサイクルGHG排出量の計算方法は、「FIT/FIP制度におけるライフサイクルGHG計算方法」を参照すること。また、ライフサイクルGHGの既定値については、「FIT/FIP制度におけるバイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の既定値について」を参照すること。

（注５６）メタン発酵ガス、建設資材廃棄物、一般廃棄物その他バイオマスについては、輸送距離が最長のものについて、その値を記載すること。

＜備考＞

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。

【別添２】

年　　月　　日

申請者　事業者名
代表者氏名

再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第９条第４項に基づく同法施行規則第５条の２第３号、第４号の認定基準を満たし、又は満たすことが見込まれることについて、再生可能エネルギー発電設備の設置場所に係る関係法令（条例・規則を含む。）及び当該法令の手続状況を下記のとおり提出します。

１．関係法令確認に係る再生可能エネルギー発電設備（注１）

事業者名	
発電設備の区分（注２）	□区分Ａのうち注２に掲げる書類を申請時に提出できる場合
発電設備の出力（kW）	
発電設備の名称	
発電設備の設置場所	

２．発電設備の設置場所に係る関係法令への該当状況（注３）

	項　目	該当の有無	現況 (有の場合のみ)	確認・手続先
1	国土利用計画法に基づく土地売買等届出（※）	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 (　年　月予定)	確認日： 自治体名及び部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：
2	都市計画法に基づく開発許可（※）	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 (　年　月予定)	確認日： 自治体名及び部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：
3	河川法に基づく工作物新築等許可、河川区域内の土地占用・掘削	□有 □無	□手続済 □手続中	確認日： 自治体名及び部署名：

	許可		□手続予定 （　年　月予定）	担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：
4	港湾法に基づく港湾区域内の水域又は港湾隣接地域における占用許可、臨港地区内の行為届出（注４）	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 自治体名及び部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：
5	海岸法に基づく海岸保全区域等内の占用・行為許可（注５）	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 自治体名及び部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：
6	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可（注６）	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 自治体名及び部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：
7	砂防法に基づく砂防指定地における行為許可、砂防設備の占用許可（注６）	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 自治体名及び部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：
8	地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域内又はぼた山崩壊防止区域内の行為許可（注６）	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 自治体名及び部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：
9	景観法に基づく景観計画区域・景観地区内の行為届出	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 自治体名及び部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：

10	農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更手続（※）	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 自治体名及び部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：
11	農地法に基づく農地転用許可（※）	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 自治体名及び部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：
12-1	森林法に基づく林地開発許可（注６）（※）	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 自治体名及び部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：
12-2	森林法に基づく保安林指定解除手続、伐採及び伐採後の造林の届出（※）	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 自治体名及び部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：
13	文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出、史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 自治体名及び部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：
14	土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更届出（※）	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 自治体名及び部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：
15	自然公園法に基づく特別地域・特別保護地区内の行為許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 自治体名及び部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：

16	自然環境保全法に基づく自然環境保全地域内の行為許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 自治体名及び部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：
17	絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区の管理地区等内の行為許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 自治体名及び部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：
18	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の特別保護地区の区域内の行為許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 自治体名及び部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：
19	環境影響評価法・条例に係る環境影響評価手続 (環境影響評価手続における事業名称：　　)	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 自治体名及び部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：
20	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域内・特定盛土等規制区域内の工事許可（注６）（※）	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 自治体名及び部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：
21	風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律に基づく風力発電設備設置等工事計画届（注７）	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：

22	その他の法律・条例に係る手続 （注８） （法令名：　　）	□有 □無 □確認中	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 自治体名及び部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：
上記以外の相談先（部署名）（注９）				
備考欄（注 10）				

（注１）認定申請に係る発電設備の情報を記載すること。

（注２）発電設備の区分は次の表に掲げる記号にて記載すること。ただし、10kW未満太陽光発電設備のうち2025年６月30日までに申請する場合はＳを、同年７月１日以降に申請する場合は７を選択すること。また、屋根設置太陽光発電設備のうち2025年６月30日までに申請する場合は６を、同年７月１日以降に申請する場合は８を選択すること。

記号	発電設備	出力
Ｓ，７	太陽光発電設備	10kW未満
Ａ	太陽光発電設備	10kW以上50kW未満
	太陽光発電設備	50kW以上250kW未満
	太陽光発電設備	250kW以上
６，８	屋根設置太陽光発電設備	10kW以上
Ｄ	風力発電設備(陸上風力)	50kW未満
	風力発電設備(陸上風力)	50kW以上
	風力発電設備(陸上風力リプレース)	－
Ｕ	風力発電設備（着床式洋上風力）	－
２	風力発電設備（浮体式洋上風力）	－
Ｋ	地熱発電設備	15,000kW未満
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW未満
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW未満
Ｌ	地熱発電設備	15,000kW以上
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW以上
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW以上
Ｅ	水力発電設備	200kW未満
Ｖ	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW未満
Ｉ	水力発電設備	200kW以上1,000kW未満
Ｘ	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW以上1,000kW未満
Ｊ	水力発電設備	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備	5,000kW以上30,000kW未満
Ｙ	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	5,000kW以上30,000kW未満
Ｍ	バイオマス発電設備(メタン発酵ガス化発電(バイオマス由来)	-
１	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW未満
Ｎ	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW以上
３	バイオマス発電設備(一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス個体燃料)	10,000kW未満
４	バイオマス発電設備(一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス個体燃料)	10,000kW以上
５	バイオマス発電設備（農産物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料）	－
Ｑ	バイオマス発電設備（建設資材廃棄物）	－
Ｒ	バイオマス発電設備（一般廃棄物・その他のバイオマス）	－

また、区分Ａを選択した場合において、屋根設置太陽光発電設備に相当する書類の提出が可能な場合はチェックボックスにチェックを付すこと。屋根設置太陽光発電設備に相当する書類とは、太陽光発電設備を設置する建築物の建築基準法上第７条第５項の規定による検査済証、建築物の登記事項証明書、使用前自己確認結果届出書の写し（2023年３月20日より前に運転開始した500kW未満の設備は提出不要）、太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真及び図面を指す。

なお、複数の再生可能エネルギー発電設備を設置する場合は、それぞれの設備からの電気の供給量が個別に計測できる場合は、それぞれ個別に認定申請することとし、個別に計測できない場合は、申請時点において調達価格の一番安い価格区分の記号を記載すること。

また、複数のバイオマス燃料を使用する場合は、最も使用量（発熱量）の多い燃料を使用するバイオマス区分記号を記載すること。

（注３）掲載した関係法令は、あくまで参考として例示したものであり、申請者の責任において、法令を所管する行政機関への照会等により、最終的な確認・手続きを行うこと。行政機関と関係法令への該当の有無について確認中の場合、「確認中」を選ぶこと。

なお、２．表中において（※）を付した法令及び当該法令の手続状況については、屋根設置太陽光発電設備の申請及び2023年９月30日以前に認定を受けた太陽光発電設備に関する変更認定申請であって、屋根設置太陽光発電設備に相当する書類の提出があったものについて、報告を不要とする。

（注４）発電設備の設置場所が以下のいずれかのみに立地する場合には、報告を不要とする。

栃木県、群馬県、埼玉県、長野県、山梨県、岐阜県、奈良県

（注５）発電設備の設置場所が以下のいずれかのみに立地する場合には、報告を不要とする。

栃木県、群馬県、埼玉県、長野県、山梨県、岐阜県、滋賀県、奈良県

（注６）　下表の手続は、2023年10月１日以降新規に認定を取得する案件については、第５条の２第４号に基づき、事業計画の認定申請前に取得する必要があるため、該当「有」を選択した場合、「手続済」以外を選択することはできない。また、当該許可等を受けていることを示す書類を添付しなければならない。

法令	手続
森林法	林地開発許可（第10条の２第１項）
宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事許可（第12条第１項） 特定盛土等規制区域内の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事許可（第30条第１項）
砂防法	砂防指定地の行為許可（第４条第１項（第３条において準用する場合を含む。）の規定に基づく制限として行う処分）
地すべり等防止法	地すべり防止区域内の行為許可（第18条第１項） ぼた山崩壊防止区域内の行為の許可（第42条第１項）
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可（第７条第１項）

（注７）風力発電設備（陸上風力）及び風力発電設備（陸上風力リプレース）以外の発電設備については報告を不要とする。

（注８）掲載した法令のほかに該当するものがあれば「22　その他の法律・条例に係る手続」に記入すること。

（注９）発電設備の所在地に係る関係法令及び条例の相談先として記載した部署以外に相談先がある場合は記入すること。

（注 10）第５条の２第４号の適用を受けない案件においては、該当の有無を確認中である場合、手続の手続状況等を記載すること。

【別添３】

年　　月　　日

申請者　発電事業者名
代表者氏名

再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書（自治体説明対象区分）

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第９条第４項に基づく同法施行規則第５条の２第３号の認定基準を満たし、又は満たすことが見込まれることについて、再生可能エネルギー発電設備の設置場所に係る関係法令（条例・規則を含む。）及び当該法令の手続状況を下記のとおり提出します。

１．関係法令確認に係る再生可能エネルギー発電設備（注１）

事業者名	
発電設備の区分（注２）	□区分Ａのうち注２に掲げる書類を申請時に提出できる場合
発電設備の出力（kW）	
発電設備の名称	
発電設備の設置場所	

２.設備の設置場所に係る関係法令への該当状況（注３）

	項目	該当の有無	現況（有の場合のみ）	確認・手続先	相談及び説明内容	自治体等からの指導・助言の内容	自治体等からの指導・助言を踏まえた対応結果
1	国土利用計画法に基づく土地売買等届出（※）	□有 □無	□ 手続済 □ 手続中 □ 手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 自治体名及び部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：			
2	都市計画法に基づく開発許可（※）	□有 □無	□ 手続済 □ 手続中 □ 手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 自治体名及び部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：			
3	河川法に基づく工作物の新築等の許可、河川区域内の土地占用・掘削許可	□有 □無	□ 手続済 □ 手続中 □ 手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 自治体名及び部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：			

4	港湾法に基づく港湾区域内の水域又は港湾隣接地域における専用の許可、臨港地区内における行為の届出（注４）	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 自治体名及び部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：			
5	海岸法に基づく海岸保全区域等の占用許可（注５）	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 自治体名及び部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：			
6	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可（注６）	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 自治体名及び部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：			
7	砂防法に基づく砂防指定地における行為の許可、砂防設備の占用許可（注６）	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 自治体名及び部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：			
8	地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域内の行為許可（注６）	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 自治体名及び部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：			
9	景観法に基づく景観計画区域・景観地区内の行為届出	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 自治体名及び部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：			
10	農業振興地域整備に関する法律に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更手続（※）	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 自治体名及び部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：			
11	農地法に基づく農地転用許可（※）	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 自治体名及び部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：			

12 -1	森林法に基づく林地開発許可 （注６）（※）	□有 □無	□ 手続済 □ 手続中 □ 手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 自治体名及び部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：			
12 -2	森林法に基づく保安林指定解除手続、伐採及び伐採後の造林の届出（※）	□有 □無	□ 手続済 □ 手続中 □ 手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 自治体名及び部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：			
13	文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出、史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更許可	□有 □無	□ 手続済 □ 手続中 □ 手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 自治体名及び部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：			
14	土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更届出（※）	□有 □無	□ 手続済 □ 手続中 □ 手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 自治体名及び部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：			
15	自然公園法に基づく特別地域・特別保護地区内の行為許可	□有 □無	□ 手続済 □ 手続中 □ 手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 自治体名及び部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：			
16	自然環境保全法に基づく自然環境保全地域内の行為許可	□有 □無	□ 手続済 □ 手続中 □ 手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 自治体名及び部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：			
17	絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区の管理地区等内の行為許可	□有 □無	□ 手続済 □ 手続中 □ 手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 自治体名及び部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：			
18	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の特別保護地区の区域内の行為許可	□有 □無	□ 手続済 □ 手続中 □ 手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 自治体名及び部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：			

19	環境影響評価法・条例に係る環境影響評価手続 （環境影響手続における事業名称：）	□有 □無	□ 手続済 □ 手続中 □ 手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 自治体名及び部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：			
20	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域内・特定盛土等規制区域内の工事許可 （注６）（※）	□有 □無	□ 手続済 □ 手続中 □ 手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 自治体名及び部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：			
21	風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律に基づく風力発電設備設置等工事計画届（注７）	□有 □無	□ 手続済 □ 手続中 □ 手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：			
22	その他の法律・条例に係る手続 （注８） （法令名：　　）	□有 □無	□ 手続済 □ 手続中 □ 手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 自治体名及び部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：			
23		□有 □無	□ 手続済 □ 手続中 □ 手続予定 （　　年　　月予定）				
24		□有 □無	□ 手続済 □ 手続中 □ 手続予定 （　　年　　月予定）				

上記以外の相談先（部署名）（注９）

備考欄（注10）

（注１）　認定申請に係る発電設備の情報を記載すること

（注２）　発電設備の区分は次の表に掲げる記号にて記載すること。ただし、10kW未満太陽光発電設備のうち2025年６月30日までに申請する場合はＳを、同年７月１日以降に申請する場合は７を選択すること。また、屋根設置太陽光発電設備のうち2025年６月30日までに申請する場合は６を、同年７月１日以降に申請する場合は８を選択すること。

記号	発電設備	出力
Ｓ，７	太陽光発電設備	10kW未満
Ａ	太陽光発電設備	10kW以上500kW未満
	太陽光発電設備	500kW以上
６，８	屋根設置太陽光発電設備	10kW以上
Ｄ	風力発電設備（陸上風力）	50kW未満
	風力発電設備（陸上風力）	50kW以上
	風力発電設備（陸上風力リプレース）	―
Ｕ	風力発電設備（着床式洋上風力）	―
２	風力発電設備（浮体式洋上風力）	―
Ｋ	地熱発電設備	15,000kW未満
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW未満
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW未満
Ｌ	地熱発電設備	15,000kW以上
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW以上
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW以上
Ｅ	水力発電設備	200kW未満
Ｖ	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW未満
Ｉ	水力発電設備	200kW以上1,000kW未満
Ｘ	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW以上1,000kW未満
Ｊ	水力発電設備	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備	5,000kW以上30,000kW未満
Ｙ	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	5,000kW以上30,000kW未満
Ｍ	バイオマス発電設備（メタン発酵ガス化発電（バイオマス由来））	―
１	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW未満
Ｎ	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW以上
３	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料）	10,000kW未満
４	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料）	10,000kW以上
５	バイオマス発電設備（農産物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料）	―
Ｑ	バイオマス発電設備（建設資材廃棄物）	―
Ｒ	バイオマス発電設備（一般廃棄物・その他のバイオマス）	―

また、区分Ａを選択した場合において、屋根設置太陽光発電設備に相当する書類の提出が可能な場合はチェックボックスにチェックを付すこと。屋根設置太陽光発電設備に相当する書類とは、太陽光発電設備を設置する建築物の建築基準法上第７条第５項の規定による検査済証、建築物の登記事項証明書、使用前自己確認結果届出書の写し（2023年３月20日より前に運転開始した500kW未満の設備は提出不要）、太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真及び図面を指す。なお、複数の発電設備を設置する場合は、それぞれの発電設備からの電気の供給量が個別に計測できる場合は、それぞれ個別に認定申請することとし、個別に計測できない場合は、申請時点において調達価格の一番安い価格区分の記号を記載すること。
また、複数のバイオマス燃料を使用する場合は、最も使用量（発熱量）の多い燃料を使用するバイオマス区分記号を記載すること。

（注３）　掲載した関係法令は、あくまで参考として例示したものであり、申請者の責任において、法令を所管する行政機関への照会等により、最終的な確認・手続きを行うこと。行政機関と関係法令への該当の有無について確認中の場合、「確認中」を選ぶこと。
なお、２．表中において（※）を付した法令及び当該法令の手続状況については、屋根設置太陽光発電設備の申請及び2023年９月30日以前に認定を受けた太陽光発電設備に関する変更認定申請であって、屋根設置太陽光発電設備に相当する書類の提出があったものについて、報告を不要とする。

（注４）　発電設備の設置場所が以下のいずれかのみに立地する場合には、報告を不要とする。
栃木県、群馬県、埼玉県、長野県、山梨県、岐阜県、奈良県

（注５）　発電設備の設置場所が以下のいずれかのみに立地する場合には、報告を不要とする。
栃木県、群馬県、埼玉県、長野県、山梨県、岐阜県、滋賀県、奈良県

（注６）　下表の手続は、2023年10月１日以降新規に認定を取得する案件については、第５条の２第４号に基づき、事業計画の認定申請前に取得する必要があるため、該当「有」を選択した場合、「手続済」以外を選択することはできない。また、当該許可等を受けていることを示す書類を添付しなければならない。

法令	手続
森林法	林地開発許可（第 10 条の２第１項）
宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事許可（第 12 条第１項） 特定盛土等規制区域内の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事許可（第 30 条第１項）
砂防法	砂防指定地の行為許可（第４条第１項（第３条において準用する場合を含む。）の規定に基づく制限として行う処分）
地すべり等防止法	地すべり防止区域内の行為許可（第 18 条第１項） ぼた山崩壊防止区域内の行為の許可（第 42 条第１項）
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可（第７条第１項）

（注７）　風力発電設備（陸上風力）及び風力発電設備（陸上風力リプレース）以外の発電設備については報告を不要とする。

（注８）　掲載した法令のほかに該当するものがあれば、23行目以降に記載すること。記載欄が不足する場合は、適宜欄を追加して作成すること。

（注９）　発電設備の所在地に係る関係法令及び条例の相談先として記載した部署以外に相談先がある場合は記入すること。

（注10）　第５条の２第４号の適用を受けない案件においては、該当の有無を確認中である場合、手続の手続状況等を記載すること。

【別添４】

年　　月　　日

広域的運営推進機関
理事長　　大山　力　　殿

住所

商号又は名称

代表者名

担当者名
担当者連絡先

入札参加の審査結果通知書に関する質問書

年　月　日付けで通知のあった入札参加の審査結果通知書について、以下のとおり質問いたします。

記

質問事項

※質問の内容の他、質問の意図・背景についても可能な限り記載してください。

【別添５】

※文章はできるだけ簡潔なものとしてください。

年　　月　　日

広域的運営推進機関
理事長　　大山　力　　殿

住所

商号又は名称

代表者名

担当者名
担当者連絡先

入札参加資格の取消しに関する質問書

　　年　月　日付けの入札参加資格の取消し通知書について、以下のとおり質問いたします。

記

質問事項

※質問の内容の他、質問の意図・背景についても可能な限り記載してください。
※文章はできるだけ簡潔なものとしてください。

【別添６】

収入
印紙

保　　証　　書

年　　月　　日

広域的運営推進機関
理事長　大山　力　　殿

保　　証　　人
住　　所
電話番号
商号又は名称
代表者名　　印

保証人は、下記の保証委託者が参加する再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札（入札ＩＤは下記のとおりとします。）に関して、再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針（平成 30 年経済産業省告示第 53 号。以下「入札実施指針」といいます。）に基づき、貴機関に対して保証委託者が納付すべき入札保証金（その金額及び対象となる入札保証金の内容については、下記のとおりとします。）の支払債務（※）について、下記の保証期間にわたり、連帯して保証いたします。また、保証委託者が落札者に該当する場合において、保証期間終了までに貴機関へ保証委託者から保証人もしくは保証人以外の第三者が発行した保証書の差し入れがない場合又は保証委託者からの入札保証金に相当する額の現金納付がない場合の当該支払債務も連帯して保証するものとします。

なお、下記の保証債務履行請求期限までに貴機関から当該保証債務の履行請求がない場合、保証人による保証債務の支払義務は消滅するものとします。また、貴機関は、入札実施指針に規定する保証金を入札参加者に返還すべき事由が生じた場合には、入札実施指針に従ってこの保証書を保証人に返還するものとします。

（※）入札実施指針に規定する保証金没収要件に該当することを停止条件として発生するものとします。

記

入札ＩＤ	
保証委託者	
保証期間	自　　年　　月　　日　　至　　年　　月　　日
入札保証金	円
入札保証金の内容	1. 着床式洋上風力発電設備入札に係る第１次保証金 2. 着床式洋上風力発電設備入札に係る第２次保証金 なお、上記入札保証金が着床式洋上風力発電設備の翌年度初回入札へ繰り越される場合にあっては、当該入札における第１次保証金及び第２次保証金も含みます。
保証債務履行請求期限	年　　月　　日

以上

【別添７】

保証書提出時に使用する連絡票

入札参加者又は落札者が入札保証金を金融機関の発行する保証書を提出する方法により納付する場合、本連絡票に保証人の連絡先等の情報を記入し、保証書、保証人の登記事項証明書及び印鑑証明書と併せて提出してください。なお、保証金の没収に該当する事由が発生した場合等においては、この用紙に記載されている連絡先に推進機関から連絡を行うことがあります。

保証人の連絡先等

担当部署住所　：〒　　－　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当部署名　　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（ふりがな）　　：

担当者氏名　　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号　　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

格付に関する情報

保証人の格付（保証書提出時）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記格付をした格付業者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

必須確認事項

提出時は、必ず事前に下記について御確認いただき、確認が完了した場合は、各チェックボックスにレ印を付してください。

□　保証書、印鑑証明書、登記事項証明書（代表者事項証明書）については必ず原本を提出して下さい。印鑑証明書、登記事項証明書（代表者事項証明書）については、発行から３か月以内のものに限ります。

【別添８】

年　　月　　日

広域的運営推進機関
理事長　　大山　力　　殿

住所

商号又は名称

代表者名　　印

担当者名
担当者連絡先

保証書の返却依頼書

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第７条第２項の規定に基づき入札を実施した再生可能エネルギー発電設備について、入札実施要綱に規定される保証書の返却事由に該当する事由が発生したため、貴機関に提出している保証書の返却を依頼します。

記

１．入札ＩＤ

２．保証委託者

３．保証委託者と依頼者(返却先)との関係

４．保証期間　　自　　年　　月　　日　　至　　年　　月　　日

５．保証金額　　円

６．該当する保証書の返却事由

以　上

（注意事項）
保証書は郵送で返送しますので、必ず返送宛先を記載し、切手（一般書留料金分）を貼付した返信用封筒を、本依頼書と併せてご提出ください。

【別添９】

年　　月　　日

広域的運営推進機関
理事長　　大山　力　　殿

住所

商号又は名称

代表者名

担当者名
担当者連絡先

落札に係る再生可能エネルギー発電設備の供給開始報告

落札に係る再生可能エネルギー発電設備について、以下のとおり、当該設備による再生可能エネルギー電気の供給を開始したため、この旨報告いたします。また、供給開始を証明する書類を添付いたします。

１．入札ＩＤ

２．供給開始日

３．設備設置者氏名（法人にあっては名称）

なお、第２次保証金の返還口座については、入札管理システムにおいて、上記「３．設備設置者氏名」の口座が登録されていること、及びその登録内容に相違ないことを申し添えます。

【別添１０】

年　　月　　日

広域的運営推進機関
理事長　　大山　力　　殿

住所

商号又は名称

代表者名

担当者名
担当者連絡先

第１次保証金没収の通知に関する質問書

年　月　日付けの第１次保証金没収の通知について、以下のとおり質問いたします。

記

質問事項

※質問の内容の他、質問の意図・背景についても可能な限り記載してください。
※文章はできるだけ簡潔なものとしてください。

【別添１１】

年　　月　　日

広域的運営推進機関
理事長　　大山　力　　殿

住所

商号又は名称

代表者名

担当者名
担当者連絡先

第２次保証金没収の通知に関する質問書

年　月　日付けの第２次保証金没収の通知について、以下のとおり質問いたします。

記

質問事項

※質問の内容の他、質問の意図・背景についても可能な限り記載してください。
※文章はできるだけ簡潔なものとしてください。

【別添１２】

年　　月　　日

広域的運営推進機関
理事長　　大山　力　　殿

住所
商号又は名称
代表者名　　印
担当者名
担当者連絡先

第２次保証金の繰越し・充当申請書

年　月　日付けの落札者決定通知書にて落札の通知を受けた下記設備につきまして、入札実施要綱に定める認定取得期限までに認定の取得ができなかったため、認定取得期限後に事業計画の提出期間が開始する最初の入札に再度参加し、当初の落札価格以下の価格で入札することを条件として、納付した第２次保証金を１回に限り繰り越し、認定取得期限後に事業計画の提出期間が開始する最初の入札の第１次保証金及び第２次保証金に充当させることを申請します。

入札ＩＤ	
設備設置者	
当初の落札価格	
認定取得期限までに認定取得できなかった理由	

【別添１３】

年　　月　　日

広域的運営推進機関
理事長　　大山　力　　殿

住所
商号又は名称
代表者名
担当者名
担当者連絡先

不可抗力事由による第２次保証金没収の免除申請書

　　年　　月　　日付け落札者決定通知書にて落札の通知を受けた下記設備につきまして、第２次保証金没収の免除に該当する不可効力事由が発生したため、第２次保証金の没収の免除を申請します。

　また、没収の免除を受けるために、不可抗力事由に応じて必要となる貴機関又は経済産業大臣が行う現地調査を受けることに同意いたします。

入札ＩＤ	
設備設置者	
該当する第２次保証金没収事由	
不可抗力事由 （入札実施要綱に規定する事由に限る）	
詳細説明 （設備設置場所（予定地）の収用、被災・被害による影響、接続契約に係る工事費負担金の額が上振れた理由について具体的に記載）	

【別添１４】

年　　月　　日

広域的運営推進機関
理事長　　大山　力　　殿

住所

商号又は名称

代表者名

担当者名
担当者連絡先

落札者決定の取消しに関する質問書

年　月　日付けの落札者決定の取消しについて（通知）について、以下のとおり質問いたします。

記

質問事項

※質問の内容の他、質問の意図・背景についても可能な限り記載してください。
※文章はできるだけ簡潔なものとしてください。。

【別添１５】

【賃　貸／譲　渡】　証　明　書

○○○○年○月○日

依頼人
住　所
氏　名

証明者
住　所
氏　名　　印

証明者は、下記の【土地／建物】について、依頼人に対して【賃貸／譲渡】する用意があることを証明致します。

但し、依頼人が、再生可能エネルギー特別措置法（以下「再エネ特措法」といいます。）に基づく事業計画認定の取得ができない場合、送配電事業者の接続の同意を得ることができない場合は、この限りではありません。

なお、証明者は、本証明により【賃貸／譲渡】義務を負うものではありません。また、本証明書を再エネ特措法に基づく事業計画認定申請の目的以外に使用した場合は、この証明書の効力は消滅するものとします。

本証明書によって第三者に損害を与え、当該第三者に対して賠償義務を負う場合は依頼人において損害を賠償するものとし、証明者は一切の責任を負いません。

記

【土地の場合】

所　　在	○○区○○町○丁目
地　　番	○番○
地　　目	○○
地　　積	○○○○．○○平方メートル

【建物の場合】

所　　在	○○▲丁目○番地
家屋番号	○○番○
種　　類	○○
構　　造	○○
床面積	１階　○○．○○平方メートル
	２階　○○．○○平方メートル

以上

【別添１６】

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

住所
氏名
（法人にあっては名称及び代表者の役職・氏名）

再生可能エネルギー発電事業計画の認定に係る申立書

年　　月　　日付け文書番号　　による、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）第９条第４項の規定に基づく認定に関して、下記のとおり申し立てます。

記

１．設備ＩＤ

２．認定の内容
　添付の認定通知書（写し）のとおり
※　変更認定申請、変更届出を行っている場合には、これらの写しも添付すること。
※　本申立書による手続を行ったことがある場合には、前回までに提出した全ての申立書の写しも添付すること。

３．申立ての内容
　当該認定に係る再生可能エネルギー発電設備の設置場所について、所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができると判断することができる書類の提出
※　証拠書類１部を添付すること。

※　連絡票、返信用封筒（切手を貼付の上、返信先の宛名・住所を記載）を同封すること。

----------（以下は経済産業省記載欄）----------

上記の件について、以下のとおり受理した。

受理印

（地方局名・年月日）

【別表１】事業計画を申請する地方経済産業局の連絡先

■北海道		
北海道経済産業局 資源エネルギー環境部エネルギー対策課	〒060-0808 札幌市北区北８条西 2-1-1 札幌第１合同庁舎	TEL 011-709-2311 (内線 2638)
■青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県		
東北経済産業局 資源エネルギー環境部エネルギー対策課	〒980-8403 仙台市青葉区本町 3-3-1	TEL 022-221-4805
■茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・新潟県・静岡県		
関東経済産業局 資源エネルギー環境部新エネルギー対策課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎１号館	TEL 048-600-0361
■富山県・石川県・岐阜県・愛知県・三重県		
中部経済産業局 資源エネルギー環境部エネルギー対策課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸 2-5-2	TEL 052-951-2775
■福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県		
近畿経済産業局 資源エネルギー環境部エネルギー対策課	〒540-8535 大阪市中央区大手前 1-5-44	TEL 06-6966-6043
■鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県		
中国経済産業局 資源エネルギー環境部エネルギー対策課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎２号館	TEL 082-224-5818
■徳島県・香川県・愛媛県・高知県		
四国経済産業局 資源エネルギー環境部エネルギー対策課	〒760-8512 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎	TEL 087-811-8538
■福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県		
九州経済産業局 資源エネルギー環境部エネルギー対策課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東 2-11-1	TEL 092-482-5475
■沖縄県		
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部エネルギー・燃料課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第二地方合同庁舎２号館	TEL 098-866-1759